

南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について

加藤 繁

- | | |
|----------|--------------|
| 一 緒言 | 六 和糴と銀 |
| 二 租税と銀 | 七 民間に於ける銀の流通 |
| 三 上供と銀 | 八 銀と會子 |
| 四 鈔引算請と銀 | 九 結語 |
| 五 俸祿と銀 | |

一 緒 言

私は、先年「唐宋時代に於ける金銀の研究」を著した際、資料の蒐集にかなり努力を拂つたのであつた。しかし當時宋會要はまだ影印されず、その食貨部の抄本も我國に將來されなかつたので、勿論見ることは出来なかつた。又た四庫珍本初集や四部叢刊續編なども出版されず、宋人文集類の利用が不便がちであつたので、この方面の調べも十分でなかつた。其後此等の文献が上梓されるに及び、これを検討して考察を重ねた結果、前年の研究に往々にして不備不徹底の點あることを見出した。本稿はこの再研究の一部を取りまとめ

たもので、南宋時代に於ける銀の流通について、前著の足らざるを補ひ、且つ一層深く掘りさげんと試みたものに外ならぬ。

先年の著述には公經濟私經濟に於ける金銀の用途を詳細に述べたが、本論文では稍行方を變へて、先づ公經濟收入に關する重要事項であるところの租税及び上供について、それと銀との關係を論じ、次に公經濟支出の重要事項たる俸祿と和糴とについてそれと銀との關係を考へた。又た私經濟的用途の中で最も肝要なところの賣買の媒介物として銀が如何に取扱はれたかを考へ、題して民間に於ける銀の流通と云つた。最後に銀と會子との關係を論じた。これは南宋の貨幣問題を考へるものゝ必ず留意すべきところであるが、前著には殆ど論及しなかつた。以上諸事項の論述に依つて、南渡後に於ける銀流通の情形を略ぼ明ならしめんと期したのである。

二 租 税 と 銀

租税の大宗たる兩税は、銀に依つて納められたることが有つたかどうか。陳敷良の止齋文集卷四桂陽軍告諭納稅榜文には、

照對。軍縣每年起發省部總領諸司錢糧。并支給官兵錢糧。貫萬浩瀚。別無課入。全藉稅戶夏秋銀錢分孽應副。當職到任。據平陽縣丞狀申驅磨。見得自淳熙十一年秋。至十四年夏。六料銀錢。欠數不少。除十一年已准赦文自第五等已下除放外。餘四等以上。并十一年夏○秋。至十四年夏三○六料。理合拘催。切慮稅戶不易。難以一併了納。當職今同衆官計度。將十一年四等以上戶。共欠一千二百八兩有零。并十

南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について

二年夏。十二年秋。共欠。一千五百七十四兩有零。共欠三料未納之數。時暫住債。自十三年夏料爲始催理。云云。

とあつて、荆湖南路の桂陽軍平陽縣に於ける四等以上の人戸の淳熙十一年夏秋稅拖欠銀一千二百八兩餘、十二年夏秋稅拖欠銀一千五百七十四兩餘であつたことが示されて居る。これに依つて、同縣に於いては、銀に依る兩稅折納が公に行はれて居たことが知られる。平陽縣は宋代に於ける著名な銀産地であり、従つて銀に比較的多く存したので、上戸をして銀に依つて兩稅を折納せしめたものであらう。しかしそれが必ずしも容易でなかつたことは年々拖欠を生じたことに依つて窺はれる。次に建炎以來繫年要錄卷七一紹興二十六年二月甲申の條には、

執政進呈。權刑部尙書韓仲通看詳。知鬱林州趙不易便民五事。內雷化等州民間納苗。多令折銀。擾民爲甚。欲令並納正色。上曰。百姓足。君孰與不足。百姓之財。乃國家外府。安可盡取。但藏之於民。緩急亦可以資國用。

とあつて、廣南西路鬱林州に於いて苗即ち秋稅を銀に折して納めしめ、民を困しめたので、これを罷めて正色を輸せしめたことが傳へられて居る。兩稅折銀の事例は南宋の文献に殆ど見えず、私の拾ひ得たのは右の二つくらゐに過ぎない。願ふに夏稅秋糧ともに銀に折するのは、平陽縣のやうな比較的銀の多く存する處で行はれたことで、極めて稀に見ることであつたらう。秋糧を銀に折するのも同様であつたらう。夏稅即ち絹は一たび折して折帛錢とせられ、或る地方に於いては再び折して銀とせられたこと、下に述べる如くである。兩稅の中でも夏稅の方が銀に折せられる機會が多かつたのである。

建炎以來繫年要錄^{八卷}一紹興二十九年五月乙未の條には、

中書門下省奏。江浙四路所起折帛錢。地里遙遠。欲就近樁管以備軍用。臨安府嚴州廣德軍。二百五萬八

千餘緡。並起赴行在。平江府湖州四十八萬三千餘緡。並起赴平江府。鎮江府常徽處州八十二萬七千餘

緡。並起赴鎮江務場。^{○中}詔。除徽處州廣德軍舊折輕齋外。餘州管折銀者並發見緡。願起銀者聽。自行

在外。令浙西提刑司三總領所。認數拘催。置庫樁管。俟旨支撥。毋得移用。先是兩路折帛錢歲爲五百七

十三萬餘緡。並輸行都。至是始外儲之。以備軍用。

とあつて、江南東西路及び兩浙東西路の折帛錢を、行在の外、平江・鎮江其他沿江要衝の地に輸送せしめて存貯することとし、四路府州軍の中、交通の最も不便な徽州・處州・廣德軍等では折帛錢を輕齋に折し、その他の府州軍では見錢のまま起運すべきも、若し銀を起運せんと願ふものあれば許すこととしたことが示されて居る。輕齋とは金銀會子を指す。此の文では、折帛錢を銀に折する場合に、州軍に於いて錢を銀に買換へるのか、將た豫め民戸より銀を徵するのかわ明でない。然るに徐輯宋會要^{一〇}賦稅雜錄下、乾道元年五月三日の條には、

詔。江浙州軍每歲人戸合納二稅物帛等。內溫台處徽州。係不通水路去處。依指揮。許人戸依立定分數並以銀折納。訪聞州縣却于數外妄有科折。顯屬違戾。可令逐路轉運司。行下逐州軍。將人戸今歲合納折帛銀。遵依指揮。自立定方^{○分}數。及照應的實市價。即不得以加耗爲名。大科秤斤兩。如有違戾。許民戸

越訴。云云。

とあつて、温州・台州・處州・徽州等では、指揮に依つて、人戸の、分數に依つて銀を以つて二稅物帛（こ

ここでは折帛錢を指すを納めることを許す云云の語が見えて居る。指揮とはかねて降された詔、即ち上文に見える「徽處州廣德軍舊折輕齋云云」の命令を指すので、こゝに「許人戸依立定分數並以銀折納」といふのは、その解説と見ることが出来るであらう。従つて水路を通せざる處州・徽州等の處では紹興末年よりして、既に、人戸をして折帛錢を銀に折して納めしめたと解すべきであらう。尙ほ宋會要^{九食貨}賦稅雜錄、乾道五年正月二十八日の條には、

詔。今後受納折帛銀。照左藏庫價。與民戸折納。不得輒有減降。令逐路轉運司約束。不得違戾。先是遞年民戸輸銀于官者。每兩折直三千二百、而輸之左藏庫。却折三千三百。每兩暗贏人戸百錢。臣僚言之。是有是命。

とあつて、民戸をして銀を以つて折帛錢を折納せしめる際には必ず左藏庫立定の價格に依らしめるやう、逐路轉運使の注意を促したことが見えて居る。これは主として溫台處徽等の州についてのことかも知れないが、しかし逐路とあるからには、少くとも東南諸路一般にも適用されるものゝやうで、従つて折帛錢の折銀も、右諸州以外に於いても或る程度行はれたらしく思はれる。折帛錢は夏稅絹及び和買紬絹の半分を錢に折して納めしめるもので、建炎三年先づ兩浙に行はれ、ついで東南一帶及び四川に行はれ、建炎以來朝野雜記^{甲集卷一}東南折帛錢の條に依れば、紹興中期に於ける其の總計は一千七百餘萬緡の多きに達したのである。乾道中の折帛錢収入もこれと大なる相違はなかつたことゝ察せられるが、その中どれくらゐ折銀されたかは全く詳にしがたい。假に十分の一だけ折銀されたとし、宋會要食貨二七に見える、隆興二年に於ける鎮江の銀の市估、每兩錢三千文といふに従つて計算すれば、その銀の量は五十六萬餘兩と爲る。

南渡後の重要な租税としては、折帛錢の外に經制錢・總制錢がある。經制錢は、建炎二年、宣和の遺制に本づいて設けられたもの、總制錢は紹興五年に設けられたものである。建炎以來繫年要錄七卷一紹興二十六年二月庚辰の條には、

執政進呈。權刑部尙書韓仲通看詳知雷州趙伯禪所奏。廣西州軍經制等窠名銀。皆是括率百姓。隨稅均敷。欲令今後只依市價收買。不得敷民。上曰。此豈可不禁。

とあり、又た朝野雜記甲集卷一五經總制錢額の條には、

舊廣西經總制銀。皆隨稅均取於民。民甚以爲患。紹興二十六年二月。高宗用知雷州趙伯禪言。下詔禁止。

とあつて、同じ事實を述べた二つの記述の中で、前者には經制等窠名銀とあり、後者には經總制銀とあるが、經總制銀といふのが完全に近い表現であらう。廣西では、經制錢・總制錢を銀に折し、兩稅に隨つて民戸に割當て、百姓を困しめたので、右の如く禁止せられ、官に於いて錢を銀に買換へて上供するやうに命ぜられたのである。繫年要錄七卷六紹興三年七月己巳の條には、

樞密院計議官監察御史薛徽言。宜諭湖南還。是日入見。徽言。出使九閱月。所按吏十六人。薦士三人。呂頤浩以徽言擅易守臣。及移用經制銀。後三日遂出守。云云。

とあつて、樞密院計議官薛徽言が湖南に使用して經制銀を移用したことが見えて居る。この經制銀は民戸から取立てられたものか、官に於いて買換へられたものか、明でないが、或は前の方かも知れない。經制錢總制錢は或は合法的に或は違法的に、銀として民戸から取立てられたやうであるが、さういふ取扱の行はれた地

域並に銀の數量は詳にしがたい。

要するに、南渡の後、兩稅、折帛錢、經制錢、總制錢等の銀に折して徵收される場合のあつたことは明である。しかし兩稅の銀に折せられる場合は極めて少かつたこと、上述の如くである。折帛錢については水路を通ぜざる地方に對して折銀を許すといふ明文があるけれども、經總制錢には特にさういふ規定は設けられて居ない。若し法規に於いて明に許された場合の収入が、さうでない場合のそれより多かつたとすれば、折帛錢の折銀収入は經總制錢よりも多かつたことに爲るが、それにしても、折帛錢も、その十分の一が折銀されたとして、五十六萬餘兩に過ぎないことは、前に述べた如くである。租稅の折銀總額はさまで多量でなかつたことと察せられる。

三 上 供 と 銀

上供といふ語は、狭い意味では、國初以來朝廷に供進されることと爲つて居た財物に對して用ひられ、廣い意味では、由來の如何を問はず、總べて諸路から朝廷に供納されるものに對して用ひられたが、こゝでは廣い意味に用ひる。さて上供の中に銀の入り來る筋道は次の三つであつたと考へる。

(一) 租稅として銀が民戸から折徵されたこと。これについては前章に論述した。

(二) 地方官に於いて上供錢物を適宜銀其他のいはゆる輕齋に買換へて起發することが許されて居たこと。

宋會要^{食貨}六四 上供、紹興元年四月十三日の條に、

戶部侍郎孟庾言。江南東路。合起發行在額解。○中已承十一月四日朝旨。將二分折起價錢外。餘八分起

發本色糧米。緣所起數多^{○中}。今欲將逐路合起發米。將二分依市價糶賣。將賣到錢計置金銀起發。餘六分本色仍舊詔依。云云。

とある。此れによれば、諸路より上供する兩稅中の米糧の六割は本色、二割は見錢、さうして二割は金銀（實際は主として銀）を用ひしめられたのである。又た同じく紹興二年五月十一日の條には、

戶部言。乞將處台州上供錢物。並依江東西不通水路已降指揮。計置輕齋。起發行在。從之。

とあつて、江南東西路の水路を通ぜざる處に對しては、是れより先、指揮を降して、上供錢物（上供は、この場合、北宋の舊規に依つて供進するもので、南渡後の新稅は別、錢物は錢及び絹・米等）を無制限に輕齋（金銀等）に買換へて起發することが許されて居り、さうして此の時兩浙西路の處州・台州もこれに準ずることゝ爲つたことが見えて居る。同書^{三五}經總制錢、紹興五年五月十四日の條には、

總制司言。^{○中}今來合發錢物。內錢如係沿流州軍。即起發見錢。不係沿流州軍。仰所委官。依市價變轉

輕齋金銀起發。仍子細看驗。不管夾帶銅錫偽濫之物。云云。

とあつて、南渡後の新稅たる總制錢も、流に沿はざる州軍に於いては金銀に買換へて起發すべきことが定められて居る。尙ほ同書、上供銀紹興二十六年の條には、廣西州軍の「經總制等募名銀」は百姓に均敷せず、市價に依つて收買起發すべきことが見え、淳熙十五年八月十四日の條には、廣西から行在及び湖廣總所に送納すべき經總制錢の三分の一は會子を用ひ、三分の二は金銀を用ふべきことが見えて居る。これに依れば、紹興末から孝宗朝に亘つては、廣西では、沿流不沿流の別に拘らず、經制錢及び總制錢を金銀に換へて起發することが許されたやうである。かくの如く上供錢物を銀に換へて起發するの道は相當うち開かれて居たの

であるが、その銀がどれくらいの数に達したかは詳でない。

紹興三十一年會子制度の樹立されると殆ど同時に、錢會中半の法が設けられた。錢會中半とは上供すべき錢の一半に見錢を、一半に會子を用ひることを指す。ついで屢變更され、或は二分(二割)の會子、八分(八割)の見錢を用ひることとせられ、或は全部見錢を用ひることとせられ、或は三分の會子、七分の見錢を用ひることとせられたが、淳熙十三年復た錢會中半の制に復し、爾來繼續して施行せられた。此れより後、上供錢の一半を會子とすることは大體規則通り行はれたやうであるが、しかし一半を錢とすることは必ずしも墨守されず、従つて上供錢物を銀に買換へることは錢會中半制の爲めに甚しく衰へるには至らなかつたやうである。これは、上に掲げた淳熙十五年の廣西の事例や、嘉定赤城志^{卷一}財賦門、經總制錢の條に、

^上略其餘一十三萬六千五百四十三貫三百四十四文。銀會中半。納左藏庫。

とあり、上 供錢の條に

以諸縣二稅等錢起發。半錢。收買銀子。半會。納左藏庫。

とあるなどに依つて察せられる。

(三)銀の多く産し、従つて多く存在する路分に於いては、特に上供錢の一部を以つて銀を買上げて供進せしめられたこと。此の場合には銀を買上ぐべき路分並に買上げに用ふべき錢額が明に指定されて居り、且つその沿革も比較的委しく窺ふことが出来るから、溯つて北宋中期以來のことを検討して見よう。

續資治通鑑長編^{卷一七}景祐二年十月の條には、

甲子。上封者言。諸路以緡錢輸京師。致四方錢重而貨輕。丁卯。詔。江東五萬緡。自今並市紬絹緡。福

建廣東各十萬。廣西八萬。並市銀上供。淮南湖北各五萬。兩浙五萬五千。輸緡錢如故。

とあつて、廣東福建二路では上供錢十萬緡を、廣西路では八萬緡をそれ／＼銀に買ひ換へて起發すべきことが詔されて居る。緡錢を紬絹及び銀に買換へて上供せしめた目的は地方に於いて錢重く貨輕きの弊を救はんとするにあつたのであるが、福建及び廣東・廣西で特に銀を市ふことゝしたのは、此等の路分に盛に銀を産し、従つて銀が多く存した爲めに外ならぬ。宋史卷一八三食貨志下五、鹽下には康定元年京師權貨務に於いて錢二千を銀一兩に當てたことが見えて居る。假りに景祐二年、福建・廣東・廣西に於いて同じ價を以つて銀を買入れたとすれば、福建並に廣東では銀五萬兩を、廣西では銀四萬兩を買入れたことになるのである。又た徐輯宋會要、食貨三四、坑冶下の終に、

上原缺

萬斤内四十萬斤。變轉見錢買銀。熙寧十年買到銀八千三百二十八兩四錢五分

江南東路絹四十七萬三千三百八十疋。紬一千三萬二千九百二十三

疋。額錢五萬貫。買紬絹銀綿紙○註あれ江南西路紙○註あれ一百二十七萬四千張。絹三十四萬疋。紬六萬

二千疋。額錢五萬貫買銀。荆湖南路額錢一十萬貫買銀○中福建路荔枝一十七萬顆。額錢一十五萬貫。應

副發運司錢五萬貫。本司不移用。省司句收買銀。乾薑一十萬斤。價錢一千一百六十八貫文足。買銀熙寧十年限勘會未到

成都府路。布六十一萬疋。匙筭本錢三百七十九貫八百文。變轉輕貨。廣南東路額錢一十萬貫買銀。和買

銀一萬八千五百九十六兩八錢六分。金八兩。廣南西路額錢五萬貫買銀砂。内二萬貫發赴賀州買錫。○下

とあつて、その欄外に各路産物買銀價と題せられて居る。註に「熙寧十年買到銀云云」とあり、又た「買銀熙寧十年限勘會未到」とあるに依れば熙寧十年の記録であつて、もと六朝國朝會要に載つて居たものと思はれる。これは、蓋し諸路の上供に關する文書で、景祐二年、江東・福建其他の銀絹を買入れて上供せしめた

後、それが定例と爲り、しかも遷り變つてこゝに掲げられたやうな形と爲つたのであつて、文中に買銀云云とあるが爲めに誤つて坑冶の部に編入されたものであらう。この文書に依つて、熙寧中、江南西路では錢五萬貫を以つて銀を買ひ、荆湖南路では錢十萬貫を以つて銀を買ひ、福建路では計錢二十萬貫を以つて銀を買ひ、廣南東路では錢十萬貫を以つて銀を買ひ、廣南西路では錢五萬貫を以つて銀を買ひ、尙ほ廣東では別に銀一萬八千餘兩を和買して上供したことが知られ、成都府路の輕貨の中にも銀の含まれたことが察せられる。韓元吉の南澗甲乙稿(3)に依れば、熙寧二年、福建に於ける銀の市價が每兩一貫文であつたことを載せて居る。假りに、熙寧十年、江西・湖南・福建・廣東・廣西で同じ價で銀が買はれたとすれば、江西及び廣西では銀五萬兩を、湖南では銀十萬兩を、福建では二十萬兩を、廣東では銀十一萬八千餘兩を買上げたことになり、總計は五十一萬八千餘兩と爲る。これを景祐二年の諸路の買銀に數に比較すると、福建では四倍、廣東では二倍に近く、廣西では稍減じ、且つ湖南及び江西で新に多量の銀を買ふことゝ爲つたのである。次に南渡後の諸路の買上銀については、宋會要、食貨六四、上供、紹興三十一年の條に、次のやうに見えて居る。

三十一年。八月二十六日。戶部言。今相度。欲令逐路漕司。與州軍當職官。將今年合發上供額斛。且依年例數目認椿施行。仍多方措置檢察。遵依條限。依數椿辦起發。赴所屬應辦給遣。務要盡實。毋致欺隱。如違從本部開具違戾去處。按劾施行。從之。浙東路上供錢六萬七千六百九十四貫文。○此の下に浙西江東江西福建の上供錢數あれども略す。路上供錢三萬二千六百七十三貫八百八十九文。銀十六萬三千二百六十一兩六錢六分八釐。○此の下に淮東淮西湖南の上供錢數あれども略す。湖北路上供錢二十八萬一千六百貫文。銀八十一兩六錢。廣東路上供錢四萬一千四百九十八貫文。銀三萬八百二十二兩。金一十五兩。廣西路上供錢六萬四千八百七十貫文。銀六百五兩。○成都府瀘川府二路上供錢數は略す

利州路上供錢九千七百三十九貫三百六十二文。銀九千九百七十八兩。夔州路上供銀三萬六千八百八十一兩四錢二分五釐二黍。金四百八十兩○京西路上供錢數略す

初に掲げられた戸部の上言は上供斛斛に關するものであり、次に擧げられた數字は上供錢銀に關するもので、少しく喰ひ違つて居るやうであるが、しかし錢銀の數字もやはり紹興三十一年の上供に關するものには相違なからう。さうしてこの文には單に銀若干とあるけれども、實は前の熙寧十年の記錄に見えるのと同じく上供の爲めに買上げられた銀で、熙寧の記錄には買上げに用ふべき額錢を載せ、この文には既に買上げられた銀の數量を掲げたのであらう。これはこの文に見える銀の數量と熙寧の額錢に依つて算出した買入銀の量とが大體相匹敵することに依つて推測し得られる。さて此の記錄に於いて銀を上供する主なる路分は福建・廣東で、その銀數を熙寧十年の推定銀買上高に比較すれば、福建では稍減じ、廣東では大に減じて居る。江南湖南では銀の上供を廢し、廣西では猶ほそれを繼續しては居るが、僅に六百餘兩に過ぎない。新に銀を上供することゝ爲つたのは利州・夔州二路で、利州は一萬兩未滿であるが、夔州は三萬六千餘兩に及んで居る。要するに紹興三十一年に於いて銀を上供した最も主要な路分は福建・廣東・夔州であり、各路上供銀の總額は二十四萬餘兩で、熙寧末の買銀總計と推定される數字に比すれば二十七萬餘兩を減じて居る。

北宋南宋に互つて銀を最も多く上供した路分は福建並びに廣南であつた。福建の上供銀は、景祐には大略五萬兩、熙寧末に二十萬兩、紹興末に十六萬餘兩であり、廣東のそれは景祐に五萬兩、熙寧末に九萬兩、紹興末に三萬餘兩であつた。但し北宋の末には福建路の上供銀は、更に増加されて居たのである。廖剛の高峯文集卷一政和六年投書論和買銀筋子には「福建路○中近歲緣所買數多。銀價倍貴。法雖不得科配抑勒。並須差官置場和買。價值既高。客無銖兩入賣。逐年二十七萬兩數。並保於五等稅戶配買取足」とある。これに依つて當時福建一路の買銀年額が二十七萬兩であつたことが

知られる。建炎以來繫年要錄^{卷二}建炎三年閏八月己亥の條には「詔。減福建廣南路歲買上供銀三分之一。以寬民力」とあり、同^{卷四}紹興元年三月甲寅の條には、更に建・南劍二州の上供銀の半分を減ずることが見えて居る。前に掲げた宋會要、上供、紹興三十一年の記録に於いて福建路の上供銀は十六萬三千二百六十一兩六錢六分八釐とあるが、これは、右の如く建炎三年に上供銀額の三分の一が減せられ、又た紹興元年に建・南劍二州の銀が減ぜられた結果であつたとしなければならぬ。紹興三十一年の記録に見える廣東の上供銀は三萬八百二十二兩である。これも建炎三年に三分の一を減ぜられた結果であらねばならぬ。従つて輕減前の銀額は四萬六千二百三十三兩で、熙寧十年の推定買銀額の二分の一以下であつて、熙寧以後、次第に減ぜられたものと思はれる。宋會要、食貨^{四六}上供銀の部に、「建炎三年。詔。訪聞。福建廣南。自崇寧以來。歲收買上供銀數浩濶。陪備騷擾。民力不堪。可自後歲減三分之一。以示遠方寬恤之意」と見えて居るが、崇寧以來特に銀數浩濶と爲つたのは福建であつて、廣南はさやうでなかつたのである。

右に述べたところに依れば、景祐二年には銀約十四萬兩が福建・廣東・廣西に依つて買上げ上供せられ、熙寧十年には、銀五十一萬餘兩が江西・湖南・福建・廣東・廣西に依つて買上げ上供され、さうして南渡の後、紹興三十一年には、銀二十四萬兩が福建・廣東・夔州等に依つて買上げ上供せられたのである。熙寧に至つて銀の上供額が激増したのは、主として福建・廣東・江西・湖南等から銀が多く產出した爲めのもやうである。さうして紹興の末、減じて二十四萬と爲つたのは、江西・湖南の銀礦が衰へ竭き、福建・廣東の銀產額も減少した結果と認められる。福建・廣東の銀の產出の衰へたことは、宋會要、食貨^{六四}上供銀、建炎四年、戶部侍郎葉份の上奏に、

福建路。○中自崇觀以來。坑井漸降。銀價又高。應辦貢之人戶。科敷及於寺院。云々。

とあり、同、上供、紹興四年二月二十七日、王縉の言に、

廣南東路。毎歲上供。例買銀輕齋。而近年坑場不足。銀價騰貴。云云。

とあるに依つて確められる。上供の爲めの買上銀が、熙寧以後、南宋初期にかけて減少したのは、支那に於ける銀の産出が衰へた爲めであつて、貨幣としての銀使用の盛衰とは没交渉であつたのである。尙ほ紹興三十一年以後に於いても、福建・廣東等から引續いて銀を上供したことは、建炎以來朝野雜記甲集卷一六、金銀抗治の章、宋史食貨志下紹定元年の條、蔡戡の定齋集卷一乞代納上供銀奏狀、其他數種の文獻に依つて知り得るのであるが、取りまとめた記述が存しないので、買上銀の總額などを窺ふことは出来ない。

銀を買上げるには、銀を産する州軍の治所に事務所を設け、商人等をして自由意志に依つてそれを供賣せしむべきものとせられた。これは、前にも引用した如く、廖剛の高峯文集卷一政和六年の投省論和買銀劄子に、「福建路○中有司以每歲上供之錢。買銀入貢。○中法雖不得科配抑勒。並須差官置場和買。價值既高。客無復銖兩入貢。逐年二十七萬數。並係於五等稅戶配買取足」とあり、宋會要、食貨六四、上供、紹興二年閏四月十二日の條に「臣僚言。欲令福建路轉運司。將本路合買發上供銀。委官置場。依市價收買。如或價高。所買數少。不及租○租額。即乞朝廷量行蠲減。云云」とあり、蔡戡の定齋集卷一淳熙六年の上奏と思はれる乞代納上供銀奏狀に、「蓋緣本路○廣南諸州。每年所發上供銀。除減放外。總計錢一十五萬二千一百六十九貫文省。自來均下一十三州府。于歲入係省等錢內。置場買銀起發。云云」とあるなどに依つて知られる。吳泳の鶴林集卷二理宗の淳祐十二年廣東轉運使として上つた奏寬民五事狀には、「上目今年尙解總領所○湖廣總領所見錢二十七萬四千三百四十五貫省。紐買銀七萬六百七十四兩有零。團綱起發。○中舊例置場收買客舟銀子。因船之大小。令其供賣。却免雇船上稅色。云云。」とあつて、當時、廣東に於いて舟楫の往來繁き處に場を設け、こゝを通過する客舟に對し、船の大きさに従つて銀を供賣せしめ、湖廣總領所へ送つたことを述べて居る。これは廣東から湖廣總領所に提供すべき銀についてのことであるが、かういふ銀の買方は、廣東で上供銀買上の場合にも行はれ、又た廣東以外でも往往にして行はれたことであらう。

上供銀の買上に際して場を置いて和買すべきことは右の如くであるが、産額の減少其他種種の理由に依つて銀の拂底を告げ、その價格が騰貴するに及んでは、場に就いて買上を求めるものが少く爲り、官は遂に一般民戸に對し、その等級に照して割當てられた銀の供出を強要したのである。これは屢引用したやうに、高峯文集の政和六年の劄子に、銀價貴く、客商の來つて銖兩の銀だに入賣するもの無きが故に、上供銀二十七萬兩を五等稅戸に配買することを載せ、宋會要、食貨六四、上供銀、建炎四年の條に既に掲げた如く、「福建路上供銀數。○中自崇觀以來。坑井漸降。銀價又高。應辦貴之人戸。科數及於寺院。○下」とあり、藝載の乞代納上供銀奏狀にも、上に掲げた文について「後緣諸州果經盜賊。人戸逃移。賦入無幾。諸州縣所買上供銀。科數人戸買收」とあるなどに依つて知ることが出来る。尙ほ廖剛の投省論和買銀劄子には次の記述が見えて居る。

夫七閩地狹人稠。爲生艱難。非他處比。深山窮谷。固有生而未嘗識銀者。每歲科買。自占產分文以上。皆不免。故少不下一二兩。至有合買。○賣の數百兩者。其所居城邑。或有三五程至十數程者。以十數程之遠。賣三二兩銀入官。加之荒遠。無所從得。官中期限。急於星火。於是猾胥豪民。相爲表裏。有曰銀鋪戶者。預借官錢。販蓄銀寶。乘平民一旦之急。每兩取錢五六百至七八百。急則有至倍其價者。民間苟脫一時刑責。束手聽命。及官中支錢。此曹每兩請官價錢一貫四百文足。分文無虧。是故平民常受抑陪陪費之苦。公家空負騷擾之謗。而猾胥奸民。常坐享十五之利。所買銀搬運至都下。官中每兩已費二千〔文〕。頒給賞賚。得者貨賣。每兩不得一千六百市陌。較之官中原買價。已虧數百。故前所謂鋪戶豪民。往往復走都下。買歸所屬。算取倍息。又貴賣入官。取利無已。而爲害無窮。云云。

とあつて、福建は産銀の地とは云へ、銀が民間に行渡らず、深山窮谷には生れて銀を見ざるものすら有つたこと、銀は財産の額に應じて割當られ、少きは一二兩、多きは數百兩に及んだこと、銀の拂底に苦しんだ民衆は、銀鋪に銀の代納を依頼し、一兩毎に錢五六百文乃至七八百文の手數料を拂つたこと、銀鋪は適當の手數料を食つた上に、每兩一貫四百文足の價を以つて、民戸に代つて銀を官に賣込み、さうして上供銀が都に送られ、それが支出されて市場に流通するを俟ち、都に赴き、それを買取つて還り、復た高價を以つて官に賣込んだこと、銀の買上價格及び都への運送費は合計二千文に上り、京師の市價より高きこと數引で、官の損害も大きかつたことなどを述べ、上供銀の買上に關する情偽を

暴露して居る。福建に於ける銀の産出が旺盛であつた時期には、その價も易く、これを買集めることも容易であつたらうが、産出衰へて後は右のやうな有様と爲つたものと見える。南渡の後には福建の上供銀が減ぜられたから、その弊害も緩和されたであらうが、それにしては全然拂拭することは出来ず、右のやうな状態が若干残つたであらう。廣東等に於いても恐らくそれに類した情形が存したことゝ察せられる。

上供の財物の中に存する三類の銀の中で、その數量の明に傳へられたのは、第三類の銀産路分から買上げられるものだけであるが、それは銀産出の衰替に因つて、北宋時代に比して減少したのである。第一類第二类は、折銀される税種の増したと、折銀に關する新しき規定の設けられたことなどから推しても、北宋時代に比してその額が増加したことゝ察せられるが、數字に訴へて證明することは出来ない。

四 鈔引算請と銀

上供は地方官に依つて朝廷に進納されるところのものであるが、此の外に、地方官の手を経ずして直接に中央政府に歸入する財物があつた。その最も主なるものは權貨務の收入であつて、さうして權貨務の收入の中で最も主要なるものは鈔引算請に關する收入であつた。鈔引とは鹽・茶・礬・乳香等の販賣許可證で、或は鈔と云ひ、或は引と云ひ、總稱して鈔引と云つたのである。南宋の朝廷は、北宋の制度を承け繼いで、鹽を官の專賣とし、その中最も重要な淮南兩浙の鹽に對しては、いはゆる通商法を用ひ、商人をして權貨務に就いて正錢・通貨錢などいふものを納めしめて、鹽鈔を交付し、其の鹽の拂渡しを受けて販賣することを許した。さうして此の手續は、商人の側から觀た場合、算請と呼ばれた。礬及び乳香に對しても略ぼ同様の制

度が設けられた。茶は既に官の專賣ではなかつたけれども、その販賣にはやはり鈔引の交付を受けることが必要であつた。權貨務に納められた鈔引収入は、地方官を經由すること無くして、直に中央の財務官廳たる戸部の管理に移されたのである。

鈔引収入、即ち正錢・通貨錢等の支拂に、錢の外、金銀を兼用することも、國初に近い頃から行はれた。しかしこれに對して特別の保護を與へることは、北宋の末、宣和七年に始まつたのである。宋會要_二食貨_一鹽法八、宣和七年三月十三日の條に、

尙書省言。契勘東南六路商賈。皆欲前來與販鈔書_{○書は鹽の。眼であらう。}緣以錢物重大。畏涉江淮。艱於搬運。若買

物貨。又於買賣處。動經歲月。盤費浩瀚。是致巨商大賈。未見衆多。今欲乞許諸路客人召壯保。出長引。從本州本縣齎帶到金銀。前來都下。當官驗號。及元封斤重給付客人。從便貨賣。見錢入中鹽鈔。仍免沿途商稅。其沿路不得阻節。乞行立法。詔依。云云。

とあり、四月二十三日の條にも、

中書省尙書省言。權貨務劄子。契勘客人般載見錢金銀赴務算請鹽鈔。依法。經所屬給據。免沿路力勝稅錢。除程外。各有立定行使日期。其客人若阻風雨緣故之類。即具事由。經所屬陳狀。限一日。於所給公據上。批鑿日數。赴務照會。如違限。乞朝廷立法。詔依。云云。

とある。これは、いづれも、東京權貨務に就いて鹽鈔を算請せんが爲め金銀を携へて東京に赴くものに對して、その出發地の州縣官から證明書を與へ、沿途の稅務に於いてはこれを檢して商稅の徵收を免すべきことを述べたものである。商人の携帶する見錢に對しては北宋の早期から商稅が免除されて居たが、金銀には課

税された。こゝに至つて算請の爲めの金銀に限り、見錢と同様の取扱を受けることゝ爲つたのである。さうしてこの規則は南渡後に於いても引續いて施行されたのである。宋會要食貨五五權貨務、建炎三年十月二十五日の條に、

詔。客人願於行在送納見錢。或_レ用_レ金銀算請鈔引者。聽仍令提領司措置受納。限日下給公據或合同。遞榜前去。令杭州本場。候到日下。算給鈔引。

とある。これは各州縣から見錢若しくは金銀を搬して杭州權貨務に至り、鈔引を算請する場合、州縣に於いても權貨務に於いても敏速に處理すべきことを戒めたものであつて、露には説かれて居ないけれども、商税の免除されたことは明で、さればこそ商人に公據又は合同を給し、沿途州縣をしてこれを查驗せしめたのである。蓋し此の詔に依つて、宣和七年の成例の今後に於ける有效を保證したものであらう。同書食貨二六紹興二年二月五日の條にも、

戶部侍郎兼提領權貨務都茶場柳約言。大江久緣盜賊阻隔。客販不通。○中今來江道已通。正是客人爭先往來趨厚利之時。訪聞沿江州軍縣鎮稅務。往往不遵法令。將客人鹽缸及齊執公據裝載赴權貨務算請錢物。彊行邀阻。抑令認納稅錢。勘會客販茶鹽舟船。州縣等處。及把隘官兵。非理阻節。及亂行拘截等。已降指揮。並徒三年。詔令逐路提舉茶鹽轉運提刑司。常切嚴行約束。云云。

とあつて、權貨務に算請せんが爲めの錢物即ち見錢金銀に對して稅錢を認納せしめることは嚴に禁ぜられて居たことが述べられて居る。

尙ほ同食貨二七鹽法十、隆興二年、十月七日の條には、次のやうな重要な記事が見えて居る。

權貨務言。昨因淮東路積鹽數多。已降指揮。客人已未投下兩浙路監○鹽の興倉文の誤鈔。許改揭往淮東路鹽倉支請。緣淮浙文鈔。係三務場分定州府給賣。內行在賣通泰高郵軍楚秀溫明台州鈔。以十分爲率。內四分用見錢。六分輕齋。建康〔賈〕通泰州高郵軍楚州鈔。每袋通貨錢五貫文。用見錢外、餘許用輕齋。鎮江寶臨安平江紹興府鈔。並許用輕齋。係是金銀會子之類。比之見錢。大段省便。若客人於鎮江算請鈔一袋。合納正錢通貨錢一十七貫六百文足。只用銀五兩三錢。每兩官價三貫三百文入中。其市直只三貫文入中。其市價收買。每袋先贏錢一貫五百文。更不須擊劃見錢。是致算請淮鈔之人。往往買銀就鎮江算請浙鈔。改揭淮東支鹽。比之品搭見錢於行在建康并算鈔。委是大段優異。竊慮輕重相形。有妨本務入納。免今後客人於行在算請浙鈔。許依前項已降指揮改揭淮東請鹽外。若於鎮江算請到浙鈔。不許改揭淮東支請。從之。これに依つて當時、行在・建康・鎮江の三權貨務（委しく云へば權貨務都茶場）に於いて、淮南・兩浙の鹽鈔を賣出し、行在權貨務に於いては、商人をして、其の納むべき正錢通貨錢等の四分（四割）は見錢を用ひ、六分（六割）は輕齋（金銀會子の類）を用ひしめ、建康權貨務に於いては、鹽一袋（三百斤）毎に通貨錢五貫文を見錢もて納める外、その餘は輕齋を用ひしめ、鎮江權貨務では悉く輕齋を用ひしめたこと、鎮江權貨務では盛に銀が用ひられ、而もその官價が市價よりも貴く、商人に取つて頗る有利であつたことなどが知られる。又た同書、乾道二年六月十一日の條には、

戶部言。○中略本部今參酌到見行算請鈔引舊法下項。一行在權貨務都茶場算請。依自來指揮。茶鹽礬見係六分經輕齋。謂金銀關子。四分見錢。目今多用會子。乳香八分輕齋。謂金銀關子。二分見錢。目今多用會子。至左藏闕少見銀○銀は錢の誤品搭支遣。今欲將前項合納四分二分見錢分數。各以搭分爲率。許用五分

見錢五分會子算請。一建康權貨務都茶場。自來除每袋五貫文通貨錢並納見錢外、餘以金銀關子入納。所有通貨錢五貫文。其間多用會子。今欲令納一半見錢一半會子算請。一鎮江務場應入納茶鹽香礬。並聽客戶^{○人}以金銀見錢公據關子從便算請。欲依舊法。從之。

とある。この戸部の上奏に現れた三權務算請の規則を隆興二年のそれに比べると、會子を輕齋から引離し、さうして從來の見錢を錢と會子と半分づつを以つて納めしめること、及び關子を輕齋に加へることが新に規定されて居るが、その餘は殆ど相同じく、三權貨務ともそれ／＼輕齋を用ひ、特に鎮江では専ら輕齋を用ひることとせられて居る。蓋し、從來、會子が輕齋としての外、見錢としても用ひられ、その使用額が政府の意圖に比し過大と爲つたので、これを抑へんが爲めに右のやうに改め、新に關子を輕齋に加へつゝも、事實上銀収入の増加せんことを期待したものと思はれる。(隆興二年の例には、行在に於いて六分の輕齋、四分の見錢を用ふべきことが掲げられ、乾道二年の例には、茶鹽礬には六分の輕齋、四分の見錢を納め、乳香には八分の輕齋、二分の見錢を納むべきことが掲げられて居るが、願ふに茶鹽礬と乳香とに就いて分數を異にすることは乾道に始まつたのでなく、隆興から既に行はれ、會要の隆興二年の條には乳香の場合を省略したに過ぎないであらう。)

次に會要^{○貨}鹽法十、乾道八年十二月二十九日の條には、

戸部尙書楊傑言。乞將行在權貨務都茶場。算請茶鹽。六分輕齋內。須管用二分銀兩入^{○此の下に納。の字を脱す。}鎮江建康務場依此。用二分銀入納。自來年正月爲始。從之。

とあつて、三權貨務とも算請錢額の二分を銀を用ひて入納せしむべきことを定め、乾道九年五月二日の條には

楊傑又言。乞將行在權貨務都茶場。算請茶鹽內六分輕齋。許用關子三貫外。並用四分本色銀兩。餘聽用
餘○餘は衍
 文ならん銀會子從便入納。餘並依見行條法。鎮江建康務場依此。從之。

とあつて、三務場とも四分の銀を用ひるを要し、其餘も便に從つて銀並びに會子を用ふべきことが規定されて居る。隆興二年及び乾道二年の事例には輕齋としての分數を定めただけで、銀を單獨に取扱つては居ない。然るに右乾道八年に至つて、始めて、銀一つを抜き出して其の分數を定めた。さうして此の時の銀の分數は二分に過ぎなかつたが、翌九年には引上げられて四分と爲つた。乾道六年立定された權貨務收入歲額は、行在八百萬貫、建康一千二百萬貫、鎮江四百萬貫、合計二千四百萬貫で、その四割は九百六十萬貫である。これを、假りに、前に掲げた隆興二年の權貨務上奏に見える鎮江の銀の市價每兩三貫文に照して銀に換算すれば、三百二十萬兩といふかなり夥しい數量と爲るのである。南宋朝廷の銀收入の第一位を占め、從つて南宋朝廷の銀收入の増大に與つて最も力のあつたのは、恐らく鈔引出賣に因る銀收入であつたであらう。

蔡戡の定齋集三卷乞依行在場務優潤狀に曰く、

上略以建康屯駐大軍。支遣萬數浩瀚。別無朝廷科降錢物。全藉務場入納茶鹽等錢應副。每歲立定額錢一千

二百萬貫。較之行在及鎮江兩務所趁歲額。共止○不及此數。其客人算請茶鹽鈔引。自有立定錢糧○銀會

子分數。獨有行在務場申明。朝廷入納金子。每兩優潤錢一貫文。會子每貫優潤錢三十文。商賈惟利是趨。

所以盡赴行在務場算請。致使建康入納稀少。有妨支遣。乞將行在務場見今入納金會。住罷優潤。並依已

立定錢糧○銀會子分數。三務場一體入納。庶無相傾之患。又免暗失朝廷錢物。委實兩便。未蒙施行。臣

今到任。照得建康務場。自今年正月初四日。至七月十九日終。比額已虧下錢二百一十六萬二千七百六十

九貫四千文。臣等行詢究虧額因依。止緣行在務場金會優潤數多。客人趨利。多住○往算請。是致建康務場入納稀少。虧損課額○中。故臣前者輒陳愚見。乞除罷優潤。一體入納。至今未有處分。○中臣輒不避煩瀆之誅。再干天聽。伏望睿慈檢會臣前奏。特賜詳酌施行。或未可全然住罷。且乞減半優潤。庶使客人稍較計道路之費。肯就建康入納。如其不然。即乞容建康務場。略做行在體例。量行優潤。招致商賈。其所優潤之數。仍乞朝廷許于係省錢內正項銷豁。所貴入納漸敷。不致有誤大軍支遣。

これに依つて、行在權貨務に於いて、茶鹽鈔引算請の爲めに納められる金子に對して一兩毎に優潤（割増）錢一貫文を加算し、會子には一貫毎に優潤錢三十文を加算した爲め、客商が競うて行在務場に趨き、延いて建康務場の算請收入の減少を來したと、蔡戡が行在に於ける金會優潤の廢止を請ひ、全然廢止すること、出來なければ其の減半を望み、若し已むを得ずんば建康務場に於いても行在に倣つて優潤の制を行はんと主張したことが知られる。蔡戡は、淳熙十年、淮西總領財賦に任ぜられたが、右の上奏は此の職に就いて間も無く行つたものと思はれる。この上奏が如何に處置されたかは詳でない。しかし宋會要二八食貨鹽法一一、開禧元年五月一日の條に、

三省言。行在建康鎮江權貨務所賣淮浙鹽鈔。自去年減價。今已一年。合議復還舊價。詔自今降指揮到日爲始。依舊價貫。金銀錢會。復還分數則例。優潤入納。嘉泰四年三月一日。減價指揮。更不施行。日後永爲定例。斷不增減。

とある。これに依つて、寧宗の嘉泰四年二月以前には、行在以下三權貨務とも商人の納める金銀錢會に優潤を加算して受取り、同年三月一日の指揮に依つてそれを罷めて、鹽鈔の價を減じて賣渡すこととし、さうし

てこゝに至つて又た四年二月以前の舊規に復し、金銀錢會に優潤を加算することゝ爲つたことが窺はれる。即ち淳熙以後、嘉泰四年に至る間に於いて、三權務とも金銀錢會に優潤を認める新規定が設けられたので、それは蔡戡が下策として上奏したところに近いものであつたやうである。嘉泰開禧の際、算請に用ひられた金銀錢會の分數は掲げられて居ないが、大體孝宗朝のそれに依つたものと見てよからう。従つて優潤制の下に納入された金銀錢會の中で最も多額に上つたものは銀であつたらう。

以上列擧した事例に於いて、算請の目的物を或は鹽鈔と云ひ、或は茶鹽鈔引と云ひ、或は茶鹽礬及び乳香の鈔引と云ひ、或は單に鈔引と云つて居るが、三權貨務では兩淮兩浙の鹽鈔並に一般の茶引、礬並に乳香の鈔引を發賣したのであるから、如上の事例も、大體茶鹽香礬各種の鈔引に係るものとして恐らく差支あるまい。さて此等の事例を今一度ふり返つて見ると、南渡匆匆、北宋末の遺規に従つて算請用の金銀に對する商税を免除した。前に述べた如く、錢には夙に商税が免除されたが、これは錢の流通を獎勵し、その偏在を防がんとするものであつた。算請用の金銀の税を免じたのは、いふまでもなく、算請を獎勵する爲めであつた。孝宗初年、商人の入納すべき見錢と輕齋との分數を定めた。此の時金銀會子を一括して輕齋として取扱つたが、やがて會子の爲めに特に分數を定めた。これは會子を或る程度官に收納することを示してその流通を促すと同時に、その入納過多をも防がんとするものであつた。又た銀の分數も定められ、四割の多きに及んだ。これは、會子の外、實質的價值高く、而も世上に比較的多く存する銀の相當量を吸收して、鈔引收入の確實性を保たんとするものであつた。ついで優潤の制度が設けられたが、これ又た實際上、主として銀の收入を確保することゝ爲つたやうである。要するに南渡後に於ける鈔引算請規則の變遷を跡づければ、銀の算請用

貨幣としての地位が年を逐うて重きを加へつゝあつたことが歴々として現れ来るのである。

鈔引に關する南北兩宋の銀收入を精密に比較することはむづかしいが、いくらかそれを窺ふことは出来るやうである。宋會要^{食貨}三八坑冶上の終に「國朝會要」として掲げられた統計の中に、「凡賦入之數」と題せられた部があつて、金銀收入が列擧されて居る。その銀に關する部分は次の如くである。

銀一百二十三萬一千二百七十七兩 課成都府路一千三百四十兩梓州路一萬九千六百一十四兩夔州路四千三百十十^文〇^符符

三兩 權場四萬一千七百四十九兩 諸路茶稅二千七百三十三兩 雜稅二千四十六兩 買撲三千三百五十九兩 酒麴

買撲三萬三千三百一十九兩 房州二百九十二兩 市舶二千二百五十四兩 入中博羅買賣一百一十二萬五十八兩

賦入之數といふのは權貨務其他より直接に中央政府にはいるものゝやうであり、さうして入中は、此の場合、商人が鹽鈔茶引の類を受領せんが爲め權貨務に銀を入納することを謂ふのであらう。博羅買賣のこゝでの意味は明でないが、博羅は或は博羅の誤で、政府の米穀を出賣し代價として銀を納めしめることも知れない。入中云々の意味も十分には分らないが、事實上、主として鈔引出賣の收入を指すと見て大過無いかと思はれる。果して左様とすればこの統計の作られた時、鈔引出賣の收入は大略百十二萬五十八兩であつたことに爲る。次に宋代の會要には六朝國朝會要・續國朝會要・中興會要などいろ／＼あるが、徐輯宋會要に單に國朝會要とあるのは殆ど皆な六朝國朝會要のやうであるから、右にいふところの國朝會要もさやうであらう。六朝國朝會要は國初より熙寧十年までの事項が收められて居るが、其の中の統計は大抵熙寧十年のものゝやうであるから、右に述べた「賦入之數」も同様に見てよからう。されば鈔引入百十二萬五十八兩といふのは熙寧十年の統計であつたことに爲るのである。これと乾道中の鈔引收入推定額三百二十萬兩とを比較すれば、夥しい増加である。熙寧と乾道とは、鈔引に關する制度も違へば國土の幅員も違ひ、精密に比較することは出来ないが、鈔引に關する銀收入の數字其物の大に増加したことは許さねばならぬ。さうして此の増加には種々の理由があつたであらうが、其の主なる一つは本文に述べたやうな新規則の實施であつたらう。

五 俸 祿 と 錄 銀

國初以來、文武官の俸給には數々の種目があつたが、其の主なるものは、俸料（一に料錢といふ）・衣賜・祿粟の三つであつた。俸料は錢を以つて月毎に支給され、祿粟は米麥を以つて月毎に支給され、衣賜は綾絹綿等を以つて春冬二季に支給された。但し俸料についてはその一部を他物に易へて支給することが早くから行はれ、名づけて折支と呼ばれた。さうして北宋の末頃から南宋へかけては、料錢の外、貼職錢・厨食錢・券錢等をも給せられることゝ爲つた。折支として支給されるのは衣食其他の料たる雜多の物であつて、銀をそれに充てゐることは特殊の地方で極めて稀に行はれたゞけで、一般には行はれなかつた。軍士の俸給もやはり料錢・賜衣・口食の三つに分れて居たやうであるが、折銀については傳へられて居ない。然るに南渡後になると、文武官及び軍士の料錢の折銀について新たな立法が行はれてくるのである。

建炎以來繫年要錄^{卷一} 紹興三十一年三月甲午の條に下の記述がある。

戶部奏。左藏西庫。見錢不多。所有月支券食等搭。欲以銀會品搭。諸司百官。以十分爲率。六分折銀。四分會子。軍。五分折銀。三分見錢。二分會子。從之。

券食錢は券錢・厨食錢の約である。「所有月支券食等錢」とは、毎月錢を以て支給せられるあらゆる俸給、即ち料錢・貼職錢・券錢・厨食錢等といふ意味である。此の時、文武百官に對して錢を以つて賜はるべきあらゆる俸給は、その十分の六には銀を用ひ、十分の四には會子を用ひ、軍士に賜はるべきそれは、十分の五には銀、十分の三には見錢、十分の二には會子を用ふべきことゝ定められたのである。但し左藏庫から支出さ

れるのは朝廷の文武官並に三衙其の他の禁旅の兵士の俸給に止まるのであるから、右の規定も専ら中央の文武官及び禁軍兵士に關するものと見なければならぬ。次に李心傳の建炎以來朝野雜記甲集卷一六、東南會子の、乾道二年に於ける會子回收のことを述べた條には、

三年。遂出南庫錢二百萬緡。收回所增會子。而命三衙全支銀錢。時會子已造者二千八百餘萬。已用者一千五百六十餘萬。而在民間者九百八十萬緡。始命盡收之。已降內藏南庫銀各百萬兩矣。曾欽道爲戶部侍郎。乞存民間見在者五百十九萬。上從之。然銀直既低。軍士患其折閱。殿帥王琪因爲執政言之。欽道復請以分數支會子。上不欲。魏丞相曰。今會子已非前日比。上乃許之。

とあつて、一時殆ど會子の配合を中止し、三衙の俸給も錢及び銀を以つて支給し、ついで復た會子を併用したことが見えてゐる。會子を再び併用した後、錢銀會子三者の分數が紹興三十一年の規定に復したかどうかは詳でない。宋史卷三 孝宗本紀二、乾道七年二月庚申の條には、

罷會子庫。仍賜戶部內藏南庫緡錢二百萬。銀九十萬兩。以增給官兵之奉。

とあつて、內藏庫及び左藏南庫の錢銀を出して武官及び兵士の俸を増したことが見え、錢銀會子の比率も變動したかと思はれるが、それも詳でない。宋史卷九四 兵志八、廩給之制、乾道八年の條には、

樞密院言。二月爲始。諸軍七人例以上。二分錢、三分銀。五分會子。五人例。三分錢。四分銀。三分會子。軍兵折麥餐錢全支錢。云云。

とあつて、此の年、七人例の俸錢は、四割の錢、三割の銀、五割の會子を用ひ、五人例には、三割の錢、四割の銀、三割の會子を用ふべきことの定められたことが見える。七人例・五人例は七人衙官例・五人衙官例

の略稱で、三衙の下級將校のやうである。七人例以上及び五人例は紹興三十一年の規則で如何に扱はれたか明でないが、一般軍士と同様に、五割の銀、三割の錢、二割の會子を支給せられたとすれば、この階級の軍人の俸錢は、こゝに至つて、錢銀若しくは銀の分數を減じ、會子のそれを増すことゝ爲つたのである。これは乾道二年會子收換後に於ける會子市價の昂騰を利用したものであらう。建炎以來朝野雜記^{甲集卷一七}左藏庫の條には、

略上淳熙中。左藏庫嘗過三衙百官請給。成歲爲錢一千五百五十八萬餘緡。銀二百九十三萬餘兩。金八千四百餘兩。云云。

とあつて、淳熙中、三衙及び百官の俸給として支出された銀が二百九十三萬餘兩に及んだことを傳へて居る。これも品搭の制度に依つた結果であつて、七人例以上及び五人例には、上述、乾道八年の分數が適用されて居ることゝ察せられるが、それ以外のことは詳にしがたい。

以上述べたところに依つて、紹興三十一年始めて中央文武官並に禁旅の俸錢に銀を併用することが定められ、乾道中、これに對して修正の行はれたことが知られる。其の後については傳へられて居ないが、願ふに若干の變更は行はれたであらうけれども、俸錢に銀を併用する一事は、大體繼續して宋末に及んだのであらう。紹興三十一年、銀を俸錢支拂に使用することゝ爲つたのは、當時錢が頗る缺乏して居たのと、此の前年會子制度が樹立されたことと相關連するのであつて、この規定に依つて錢の支出を減じ、而も専ら新紙幣たる會子のみを以てこれに代らしめず、銀を配合して間接に會子の流通を助けんとしたものに外ならぬ。従つて、この後、錢銀會子品搭の法は、會子流通の情勢如何に依つてその影響を被つた。乾道二年、一時會子を

用ひることを罷めて専ら錢と銀とに依つて俸料を支拂つた如き、ついで復た會子を用ひ、同八年には衙官例に對して錢銀の分數を減じて會子のそれを増した如きは皆なその例である。されば俸錢の一部を銀を以つて支拂ふことは、銀を利用して、錢の不足を補ひ、併せて會子の流通を助けしめんとする政策の現れであつて、必しも銀の貨幣としての流通が發達した自然の結果ではないが、それにしても當時銀の相當分量が支那の社會に存在し、且つそれが貨幣として授受せられつゝあつた爲めにかゝる規則が成立し得たに相違なく、又た此の規則の爲めに銀の流通が益促進されたことも疑無きところである。

宋史^{卷四} 理宗本紀、寶祐六年十二月丁亥の條には、

馬光祖不待奏請。招兵萬人。捐奉銀萬兩。以招壯士。

とあつて、京湖制置使知江陵府馬光祖が其の奉銀萬兩を捐して兵を募つたことを載せ、同^{卷四} 度宗本紀、咸淳九年六月戊子の條には、

四川制置使朱禕孫言。月奉銀萬兩。願以犒師。向後月免請。詔常祿勿辭。

とあつて、四川安撫制置使知重慶府朱禕孫が月俸銀萬兩を以つて師を犒はんと乞うたことを載せて居る。これに依つて南宋の末期には地方大官の月俸の支拂に多額の銀の用ひられたことが窺はれる。地方官の俸料の支拂に銀を用ひることも、中央武官のそれと相前後して行はれ來つたことであらうが、それに關する規則は全く傳へられて居な^らず。

六 和 糴 と 銀

南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について

第二十九卷

五八七

和糴とは本と人民の合意を経て穀物を官に買上げるの意で、種々の場合に行はれたが、最も多量の穀物が買上げられ、財政上又た社會との關係上、重要であるのは、兵食支辨の爲めの和糴であつた。この種の和糴は地方に於いて年々常例として行はれる外、豊稔に際し、若しくは特別の必要ある爲め、朝廷から特に費用を支降してこれを執行せしめることが少くなかつた。朝廷から和糴の費用即ち糴本として錢・絹・銀等が支降されたのは北宋以來のことであつた。南渡後に於いても、錢・銀・絹及び見錢關子・茶引・度牒・官告・乳香等が糴本に充てられたが、孝宗朝に入り、會子が主要貨幣と爲るに及んで、變化を來した。宋會要^{食貨}四〇市糴糧草、乾道四年五月三日の條にいふ。

戸部言。朝廷每給降見錢關子末茶引度牒乳香。品搭錢銀。下江浙州軍。和糴米斛。訪聞多不遵元降指揮。置場和買。却於民間科敷收糴。實爲搔擾。理合別行措置。今更不給降度牒關引。欲改降新印會子。品搭錢銀。支降本錢一百二十五萬貫。每碩大約價錢二貫五伯文省。收糴五十萬碩。鎮江府一十萬碩。計本錢二十五萬貫。會子一十四萬貫。銀五萬五千貫。見錢五萬五千貫。建康府二十萬碩。計本錢五十萬貫。會子二十八萬貫。銀^{〇銀の下に一}_{〇十の下に一}萬貫。見錢一十一萬貫。池州五萬碩。計本錢一十二萬五千貫。會子七萬貫。銀二萬七千五百貫。見錢二萬七千五百貫。隆興府一十五萬碩。計本錢三十七萬五千貫。且每碩作二貫五百文科降。緣本府米價。比之其餘去處低賤。仍將糴本使不盡錢認數。椿管準備。充起米水脚支用。會子二十一萬貫。銀八萬二千五百貫。見錢八萬二千五百貫。令逐處各委官一員。置場收糴。仍每旬具糴到米數。并用過本錢。申三省國用司。下戸部稽考施行。從之。

これに依つて、乾道四年五月、鎮江・建康・池州・隆興四府州の和糴に際し、大略、會子三、銀一、錢一に

近い割合を以つて糶本の支降されたことが知られる。其の前、乾道二年の條にも、

四月四日。執政進呈。王炎等乞住罷和糶米。略中上曰。聞民間已闕食。米價必增。可依住糶無益。亦增

其價。五月十八日。詔戶部。別降本錢一百萬貫。以錢銀會子品搭支放。選清疆官一員。就和糶場。照應

市價措置。招誘客人。廣行中糶。云云。

とあつて、錢銀會子を品搭して和糶本錢としたことが見えて居るが、乾道二年は會子の收換を行ひ、三衙の俸錢に會子を交へることを中止した年であるから、此の時糶本として品搭された會子の率は頗る低かつたであらう。さうして其の後、會價が恢復したので、乾道四年には其の割合を増して右に述べたやうな數字としたものと思はれる。會要、食貨四〇市糶糧草の部に依れば、乾道五年七月二日の條には、

上略詔令左藏南庫支降會子一百二十萬貫。均付三總領。侯秋成收糶米斛。云云。

とあり、六年正月十七日の條にも、

詔左藏南庫。支降會子十二萬貫。均付兩淮總領所。差官置場。收糶馬料十萬碩。

とあつて、會子一色を降して米斛若しくは馬料(大麥)を收糶せしめたことを載せ、尙ほ六年五月十三日、十一月十七日、八年十二月十三日、九年閏正月七日、九月九日、同二十一日、十一月十二日の條にも會子を支降して米糧を收糶することが見えて居る。同食貨四一和糶の部に掲げられた淳熙年間の事例に於いても、糶本として降されたものは大抵會子である。宋會要に掲げられた乾道五六年以後、淳熙末に至るまでの糶本支降の事例の中、錢銀を用ひたものは、食貨四〇、市糶糧草、乾道六年五月八日の條に、

淮南路轉運判官胡昉言。本路二麥。苗稼豐茂。倍於常年。略中欲令遂州軍。支降銀會三二十萬貫。依市

價收糴椿積。○中 詔令發運司收糴。依所乞措置。

とあり、食貨四一、和糴、淳熙二年十月二日の條に、

詔淮東錢良臣。分委官於逐州府。同職官一員。置場收糴。秀州七萬五千石。湖州七萬五千石。平江府十萬石。起赴本所椿管。本錢於鎮江椿管朝廷銀內支降。

とあり、淳熙十五年四月二十五日の條に、

司農寺言。省倉和糴椿管馬料。近承指揮。權住收糴。月具市價。申取指揮。本寺照得。見糴經常馬料。

既是有與販入中。○中 今措置。欲以卽月市直。每石一貫二百文省。管經常金銀錢會六萬貫。兌糴椿管

馬料五萬石。應接支遣。云云。

とあるなど、三四に過ぎない。蓋し乾道の初期には會子の信用を慮つて、糴本支降に當つても會子に配するに錢と銀とを以つてしたのであるが、乾道二年金銀を以つて會子を收換した結果、會子に對する世間の信用が鞏固と爲つたので、主として會子を用ひ、間々錢銀を併用することゝしたのであらう。支降糴本としての銀は會子に關する政策の影響を多分に受けて居る。即ち會子流通の情勢如何に依り、銀をしてこれを援助し調節せしめんとしたので、銀の分量の増減はその貨幣としての流通力の強弱盛衰とは全く沒交渉であつたのである。糴本としての銀の使用については、光宗以後に於いても、同じ方針が持續されたことゝ察せられるが、文献に照らして確めることは出來ない。

七 民間に於ける銀の流通

高峯文集一卷 投省論和買銀筭子には、既に引用したやうに、

上所買銀。搬運至都下。官中每兩已費二千文。頒給賞寶。得者貨賣。每兩不過一千六七百市陌。較之官中原買價。已虧數百。云云。

とあつて、福建で配賣された銀が都に送られ、官吏軍人等に頒給賞寶された後、官吏軍人等はこれを錢に賣換へるので、銀の收買搬運の費と東京の市價とを比較すれば毎兩數百文の損失を來す計算であつたことを述べて居る。これに依つて、北宋の末、東京の官吏軍人等が俸給若しくは賞賜として受取つた銀は、通常、錢に賣換へられて使用されたことが窺ひ知られる。又周密的齊東野語三卷一 西林道人の條には、

端平間。周文璞趙師秀數詩人。春日薄遊湖山。極飲西林橋酒壚。皆大醉熟睡。忽有鬻髮道人。過而睨之。哂曰。詩仙醉邪。願酒家善看客。我當代償酒錢。索水小盃。以瓢中藥少投之。入口略嗽。嘆之地上。則皆精銀也。時遊人方盛。皆環視駭歎。忽失道人所存。薄暮諸公始醒。酒家具道。所以皆悵然自失。其家持銀往市得錢。正可酬所直。了無贏餘。明日喧傳都下。酒家圖其事於壁。自以爲遇仙酒肆。好事者競趨之。遂爲湖山旗亭之甲。而諸公亦若有悟云。

とあつて、端平中、西湖畔の酒肆の主人が道人の吐き出した銀を市に携へ往いて錢に易へ、酒價に充てたことを述べて居る。道人が果して銀を吐いたかどうかは姑く措き、ともかくも此の記述に依つて、南宋末、杭州地方に於いて、酒家の支拂など日常の取引には、通常、錢の用ひられたことが窺はれ、かういふ點では北宋も南宋末も略同様であつたらしいことが推察せられるのである。建炎以來繫年要錄卷一紹興三十一年正月壬辰の條の、侍御史汪徹等が安慶軍節度使劉寶の罪惡を論じた中に、

南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について

其在軍中。搜買珠玉珍奇之物。以爲苞苴。動輒用銀至三五百錠。前後所用。不知其數。

とあつて、銀三五百錠を以つて珠玉珍奇の物を買入れて賄賂に充てたことを載せて居る。南宋の時、銀は貴重品の賣買並に貴重品ならずとも大價格の取引に用ひられ、日常の賣買には、特殊の事情に因る場合を除き、一般にはそのまゝ用ひられず、錢に易へて使用されたと見るべきであらう。

夷堅志^上日集 燕僕曹一の條に、

舒州民燕五。在市煎貨糶餌。淳熙十六年四月。一男子自通爲曹一。求備春粉使令之役。衣飯外不請工錢。燕留之爲僕。小心謹恪。願使如意。雖令幹置他事。悉皆盡力。凡四年。曉夕如一。羣人皆以爲。未嘗見店鋪衆僕厮。若是其謹者。一夜已癡。有外人十數。敲門稱。來就曹一索命。我輩根尋他四年于此矣。今日須將命還我。曹當時顛懼。亟告主人去。某實有罪過。不敢有隱。昨經過連州。見有十二商客。所齎頗厚。因詐作提茶瓶。就山岡上傾茶與喫。而和藥於中。皆困倒不省。卽殺之而揀取金銀。北還。今埋在本州宿松石橋下。云云。

とあつて、賊が廣南東路連州の山岡上に於いて十二商客の金銀を奪つた物語を載せて居る。客商がその資本を金銀の形として携帯して居たことはいふまでもない。同^下辛集 申師孟銀の條には、

棗陽申師孟。以善商販著幹聲于江湖間。富室裴氏訪求得之。相與驩甚。付以本錢十萬緡。聽其所爲。居三年。獲息一倍。往輸之。又益三十萬緡。凡數歲老裴死。歸臨安弔哭。仍還其貲。裴子以十分之三與之。得銀二萬兩。買舟西上。云云。

とあつて、客商申師孟が裴氏の子から得た二萬兩の銀を齎して商販の途に就いたことを載せて居る。同、陳

小八子債の條にも、

湖州人陳小八。以商販織帛致溫裕。只一子不肖。常盜錢用使。恃害父母。父母亦惡之。乾道九年。年二

十八歲。病傷寒困篤。○中竟死焉。○中葬訖。至其墓前。一老僧知不從何來。與之言。汝子前生是一富

人。被汝竊他財本至盡。故來爲子以取之。未足而死。尙欠二千餘貫。今已在邵州徐家。復爲男子。陳訝

其語荒唐。固不之信。迨慶元三年正月。陳買金銀。往邵陽買隔織。館於柯氏店。店內一僕曰徐。見之喜

甚。服事之勤。過于主人。陳亦與相親。○中二月九日。陳夢向所亡子。展拜若辭訣狀。覺而寤。且起不

見僕。而床南一壁倒。試檢視竹篋。失銀幾千兩。遂投問其何在。柯曰。夜來遭此僕毒手。未能捕緝。陳

默思其姓氏年紀。應合老僧所云。始悟宿負。置不復言。云云。

とあつて、湖州の商人が金銀を買ひ、それを携へて邵陽(今の湖南省寶慶縣)に往いて隔織（中）を買はんとし、旅

舎に於いて銀數千兩を失つたことを述べて居る。此等の物語は必しも事實でないが、その背景とせられた經

濟的事情は此の物語の書かれた時代のそれを反映したものととして妨げあるまい。吳泳の鶴林集卷二に見える、

淳祐十二年、彼が廣南東路轉運使として上つた奏寬民五事狀には、前に掲げた如く、「目今一年尙合解總領所

見錢二十七萬四千三百四十五貫省。紐買銀七萬六百七十四兩有奇。○中舊例置場收買客舟銀子。因船之大小

令其供賣。却免雇船上稅色。云云。」とあつて、廣東で客商の舟の大小に照して銀を官に買上げたことを述べ、

客商が多く銀兩を携帶して居たことを示して居る。

鈔引の算請に用ひる金銀に對して免稅されたことは既に述べたが、これに關聯して、會要食貨茶法、雜錄

下、淳熙二年六月十六日の條には、

南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について

行在權貨務都茶場言。準乾道六年四月二十七日指揮。住給鎮江入納免稅公據。遂致務場入納稀少。左右司看詳。乞自今客鋪將鈔引在臨安府。變賣到銀兩。許召在城產稅及店業有行止人二名委保。經提領務場陳狀。行下務場勘驗詣實。以千字文爲號注籍。用大字填實日。給據付客人。給由場務。即時照驗批鑿通放。限十日。至鎮江務場入納。自給據日。令務場排日三次。其字號月日姓名。牒報鎮江務場。候到即時拘收公據毀抹訖。次日繳赴行在務場。照應銷籍。仍每旬開具。違限不到公據。申提領所行下。追元保人根究斷罪。追收經過合納稅錢。云云。從之。

とあつて、臨安に於いて、算請の爲めと稱へて銀を買ひ、免稅の公據を受けて鎮江に赴き、而も算請を行はざるものが少くないので、公據發給後十日を限つて鎮江務場に入納せしめることとし、尙ほ嚴密な規則を設けてこれを取締つたことが見える。又た同書^{二八}鹽法一一、淳熙五年二月二十五日の條には、

提領權貨務都茶場言。客人齋銀赴諸務場。算請茶鹽鈔引。在法許經所屬陳狀。召保給據般^{○此の下に運免}納沿路稅錢。近來入納稀少。詢訪得。有客人齋到銀兩。謂見入納。官司許令在外變轉會子。是致將銀變賣與金銀鋪戶。將客算請銀兩及會子。就用公據客名入納銷籍。不惟務場入納稀少。兼是脫沿路商稅。不便。乞下諸路提鹽司。行下所屬州縣。纔遇出給公據。即飛申行在建康鎮江務場照會。以馮籍記稽考。從之。

とあつて、諸路州縣から、三務場に算請すと稱して銀を搬運し、免稅の特典を受けながら而も算請を行はざるものが多いので、州縣から免稅の公據を出給した場合には直にこれを務場に飛申すべきことが定められて居る。此等に依つて資本を銀として携帯搬運することが、客商間に如何に盛であつたかが窺はれる。しかも此等にも増して商人用銀の旺盛を語るものは、前章に論述した如く、國家の銀收入の第一位を占めるものが

鈔引算請の爲めに商人に依つて拂込まれた銀であつて、それが歳額無慮三百二十餘萬兩と推算されることである。

官吏特に高級官吏が盛に銀を使用したことは、前年の著述に詳説したから、こゝには述べない。

轉じて農民はどうであつたかと云ふに、北宋末の文献ではあるが、廖剛の投省論和買銀筋子に、前に掲げたやうに、銀を産する福建に於いて、深山窮谷の民には生れて銀を見ざるものもあり、一般農民は銀科買の命に接するや、三五日程或は十數日程を経て都市に出で、一二兩乃至數百兩の銀を買つて官に納めたことを載せ、農村に銀の存すること少く、従つて殆ど流通もしなかつたらしいことを示して居る。顧ふにこれは福建一路だけの事でなく、又た北宋末期だけのこともなく、南宋時代諸路農村一般の情形と見て——無論若干の例外はあらうが——大過ないであらう。宋代の文献を検討すれば、銀が様々の貨幣的用途に充用された迹を見出し得ること、往年の拙著に述べた如くであるか、しかし銀の主として用ひられたのは、大價格の取引に於いてであり、これを用ひたのは、主として商人及び官吏であり、其の存した場所は主として都市であつたのである。

舊著に、金銀特に銀の使用が宋代に至つて一層盛に爲り、その結果、銀は上流階級のみならず社會全體の貨幣たらんとしつゝあつたと述べた。しかし農民農村が殆ど銀流通の範圍外にあつたことは本文に述べた如くである。農民との關係を確かめずして右のやうに斷定したのは、早計であつたとしなければならぬ。

八 銀 と 會 子

南宋時代の主なる貨幣は錢と銀と會子とであつた。錢は當時に於ける唯一の鑄貨で、物價の標準もこれに求められ、あらゆる取引に用ひられたが、大價格の支拂に充てられる場合にはその容積重量が巨大と爲り、運搬が容易でなく、それが爲め、上供財物の輸送にも困難を來し、又た商業の發達をも阻害した。宋會要^貨二鹽八、宣和七年三月十三日の尙書省の上奏に「東南六路商賈。皆欲前來與販鈔書^{書は鹽の課}であらう。緣以錢物重大。畏涉江淮。艱於搬運。若買物貨。又於買賣處。動經歲月。盤費浩瀚。是致巨商大賈未見衆多」とあるのは、錢の取扱の不便に因つて商賈の活動の妨げられつゝあることを述べたものに外ならぬ。此の不便を避けるの道はいはゆる輕齋を用ひるにあるので、同^{食貨}二七隆興二年十月七日の權貨務上奏にも「上^上鎮江賣臨安平江紹興府鈔。並許用輕齋。是金銀會子之類。大段省便」と云ひ、輕齋の省便を高調して居る。輕齋の中で最も盛に用ひられたのは銀と會子とであるが、會子については、鶴林集^{卷一}五乾淳講論會子五事に淳熙二年、孝宗と龔茂良との問答を叙した中に、

茂良奏。聞得商旅往來貿易。競用會子。一爲免商稅。二爲省脚乘。三爲不復折閱。以此觀之。會子可謂通流。

とあつて、商稅の免除せられること、運賃を省くこと、會子の市價が騰貴安定し損失の虞なきことの三つが、會子通快の理由として擧げられて居る。中興兩朝聖政^{卷五}八卷五淳熙七年九月癸亥の條には、

上諭宰執曰。近來會子與見錢等。趙雄等奏。曩時會子輕矣。聖慮深遠。不復增印。民間艱得。自然貴重。又緣金銀有稅錢。費擔擎。民間最以會子爲便。却重於金銀也。上曰。朕若不愛惜會子。散出過多。豈能知如今日之重耶。

とあつて、會子には商税が無く、擔擧運搬の費を要しない點に於いて銀よりも利便であるが、而もそれは會子の發行高が極力裁減されつゝある爲めに外ならざることが示されて居る。林駟の源流至論續集卷四楮幣の部ににも、

今交子之行。通於江淮福浙。賫一夫可以賫千萬緡。而無關津譏征之患。無變易輕貧之勞。其於民亦可謂便矣。

と云ひ、會子の無税と輕便とを指摘して居る。錢には商税を課せられなかつたが、會子も同様であつた。金銀には、算請に用ふる場合を除いて税を課せられた。金銀特に銀の運搬費は錢に比較すれば極めて少額であつたらうが、しかし一片の紙に過ぎない會子よりも多かつたことはいふまでもない。されば會子が適度に發行されて、民間の信用が厚く、錢と同様に流通する場合には、會子は銀よりも便利であつたに相違ないが、若しさうでなく、その市價の崩落した場合には、所有者は非常な損失と危険とに見舞はれ、商税の免除や運賃の低廉ぐらゐで償はれるものではなかつたのである。これに引換へ、銀はそれ自身實質的價値を藏して居るので、たとひ時に依つて價格の上下することを免れなかつたとは云へ、或程度以下に下落することは無く、財産としての安全性を多分に持つてゐたのである。要するに貨幣としての銀と會子とは互に一長一短があつたが、會子の長所はその發行高の適度といふことを前提として始めて存し得たのである。衛溼の後樂集五卷一

知福州日上廟堂論楮幣利害劄子には、

略孝宗一日宣諭宰執。盡發內帑錢銀。置場收換。特降御筆。日下罷會子務。盡廢官吏。換及七百餘萬。

民間反思得會子。蓋官會之行。本助養軍。每月支遣。立定會子錢銀分數。官會與銀價。常相爲消長。會

子輕則銀價重。會子重則銀價輕。緣既收上會子。民間艱得。銀價頓減。時王琪爲殿帥。一再白廟堂。言銀價折閱。不免用殿司同易庫錢。收買軍人所請銀兩。今錢已闕少。乞仍頒行會子。以便軍民。云云。

とあつて、孝宗の時、會子輕ければ銀價重く、會子重ければ銀價輕く、會子と銀と互に消長を爲しつゝあつたこと、孝宗が内帑の錢銀を發して會子を收換するや、會價上り、銀價下り、軍人は銀を以つて俸錢の一部を支給せられる爲め損失を被るに至つたので、殿前都指揮使王琪は同易庫の錢を出して軍人の銀に引換へたことを述べて居る。孝宗が會子の收換を行つたのは乾道二年のことで、第五章に引用した建炎以來朝野雜記甲集卷一六、東南會子の條にも見え、宋史食貨志其他にも見えて居る。これは會子の發行高が極度に引締められ、會子が其の長所を發揮して銀を壓迫した例であつて、若し會子が濫發さればこれと反對の現象を呈したことは疑を容れない。

試みに銀及び會子の價格を跡づけて見よう。北宋の眞宗咸平中には、東京に於いて銀の市估每兩八百文であつたが、仁宗の康定元年には騰躍して每兩二千文（官估）に上つた。其後頗る低落し、熙寧二年、福建で每兩一千文（市估）と爲り、徽宗政和六年には稍上つて每兩一千六七百市陌に直した。金人が東京を包圍し、宋廷に對して莫大なる金銀の提供を強要するに及んで、金銀とも暴騰し、欽宗靖康二年には銀一兩の直錢二千五百文を算へたが、南渡の初、建炎中には更に騰貴してやうである。淳熙新安志卷二折帛錢の條に、

乾道五年。議臣奏曰。折帛之起。以浙絹定價。故每匹估價六千。而銀則每兩爲價三千三百。云云。

とあつて、折帛錢創設の時、銀每兩三千三百文に直せしめたことを述べて居るが、これは建炎三年始めて折帛錢の法を兩浙に行つた時と解すべきで、當時銀價の貴かつたことが窺はれる。（宋會要九食貨賦稅雜錄、乾

道五年正月二十八日の條に、折帛銀に關する詔を掲げて後、「先是。遞年民戶輸銀于官者。每兩折直三千二百而輸之左藏庫。却折三千三百」と云つて居るが、これも右新安志の文と同じ事柄を指したので、銀一兩につき錢三千三百文といふ折帛銀の公定評價は建炎三年に定められ、その後引續いて乾道中に及んだものと思はれる。次に宋會要食貨四〇市糴糧草、紹興三年四月十一日の詔に、

昨張公濟○江浙兩廣南福建路都轉運使拘收糴本軸銀等七萬七千貫、及今戶部。於椿管高麗絹內。支一萬五千匹。每匹爲六貫。見在軸內支二萬匹。每匹作五貫餘。不足錢三千貫。並以銀折支。每兩作二貫二百。仰黃叔敖○戶部尙書

據逐州數目。品搭均給。云云。

とある。これに依つて、紹興三年には公定銀價が每兩二貫二百文であつたことが知られる。岳珂の金佖粹編五卷紹興四年朝省行下事件省筭には、

今於行在權貨務。支銀一十萬兩。每兩二貫三百文。

とある。これに依つて紹興四年の公定銀價が二貫三百文であつたことが知られる。宋會要食貨二八鹽法一〇、隆興二年十月七日の條には、

權貨務言。○中若客人於鎮江算請鈔一袋。合納正錢通貨錢一十七貫六百文足。只用銀五兩三錢。每兩官價三貫三百文入中。市直只三貫文。云云。

とあつて、此の時、鎮江に於いて銀一兩の官價が三貫三百文、市直が三貫文であつたことを示して居る。陳敷良の止齋文集卷一桂陽軍乞畫一狀には、

上至淳熙二年六月三十日。轉運副使李椿奏。尙書省劄子。三省同奉聖旨指揮。行下本路。於每兩價銀上。

減三百三十六文七分。今每兩折錢二貫三百六十三文二分足。至與市估低平相等。云云。

とあつて、淳熙二年、荆湖南路桂陽軍に於いて銀の市估が二貫三百六十三文有奇であり、官價も之に従つたことが見えて居る。宋會要^{食貨}鹽法、淳熙十年十二月一日の條には、

廣東提鹽同措置廣西鹽事韓璧。廣西通判兼提鹽同措置廣東鹽事胡庭直言。廣東路奉行鈔法。自紹興間。

客鋪赴廣州賣鈔庫入納。皆是用銀。每兩價錢三貫五十九文九十八陌算鈔。以示優潤。今二廣通行客鈔。略^{〇中}

欲將客人入納算買廣西鈔引。每籬鈔面正錢五貫省。一例作每兩價錢三貫五十九文九十八陌折銀。云云。

とあつて、廣南東路では、紹興以來、每兩錢三貫五十九文〔九十八陌〕の割合を以つて銀に依つて鹽鈔を發賣し、廣南西路でも淳熙十年に至つてこれに倣つたことが見えて居る。

吳泳の鶴林集^{卷二}、奏寬民五事狀に、廣東の銀價について「上照得買銀省價租^{〇祖例}。每兩支錢三貫五十九陌。數十年前。銀價每兩只是兩貫六七百左右。比之省價。每兩尙爭二三百錢」と云ひ、その下文には「昔淳熙年間。漕臣林光朝奏廣東

便民五事。嘗言歷年上供之害。且以英連韶雄爲尤甚。乞與蠲免。彼時諸郡事力尙全。銀價未長。而漕臣之請已如此。云云」と云つて居る。此の上奏は理宗淳祐十二年に行はれたもので、淳祐十二年より逆算すれば、淳熙十年は六十九年前に當る。顧ふに、右奏狀に於いて、初に「數十年前」とあるのは後にいふところの「淳熙年間」に當るので、その頃廣東で銀一兩が官估で約三貫五十九陌〔九十八陌〕、市估で二貫六七百文であつたと見て恐らく差支あるまい。會要、食貨二八、淳熙十年の韓璧等の上奏には官估のみが掲げられて居るが、吳泳の奏狀に依つて其の頃の市估をも窺ふことが出来るのである。

尙ほ建炎以來朝野雜記^{甲集卷一六}、金銀坑冶の部には、

今諸道上供銀兩。皆置場買發。蜀中銀。每法秤一兩。用本錢六引。而行在左藏庫折銀才三千三百云。然

民間之直又不滿三千。云云。

とある。朝野雜記甲集は嘉泰二年に出來上つたものであるから、右の文中に今とあるのは慶元嘉泰の際、即ち寧宗初年を指すものと見るべく、従つて此の頃、行在に於ける銀の官估は毎兩錢三千三百文、市估は三千文未滿であつたことと爲る。宋史食貨志下一、會計には、

紹定元年。江浙諸州軍。折輸上供物帛錢數。除合起輕貨。並用錢會中半。路不通水。願以銀折輸者聽。兩不過三貫三百文。

とあつて、理宗の紹定元年、兩浙州軍に於いて、折銀に毎兩三貫三百文の割合を用ひしめたことが見えて居る。吳泳の鶴林集卷二奏寬民五事狀は、淳祐十二年、彼が廣東轉運使であつた時に上つたものであるが、その中に、

略上照得買銀省價租○租例。每兩支錢三貫五十文陌。○中比年以來。銀價日窮。今已增至三貫五百陌而未止。云云。

倘蒙聖慈。筭付總臣。以元額二十七萬四千三百四十五貫省。照今來市價三貫五百文陌外。優加搬運水脚諸項費目。云云。

とあつて、此の時、廣東の銀の官估が三貫五百文以上で、市價が三貫五百文であつたことが示されて居る。以上述べたところを表にすれば次の如くである。

此等の價錢には省錢足錢の二種があり、省錢の立て方にも地方に依つて相違があつたやうであるが、それを一一明にすることは困難であるから、假りにいづれも同じ條件に依るものと見做して、大體の變遷を觀ることとする。

南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について

銀 價 表

量	價 錢	年 分	場 所	官估市 の別
一兩	八〇〇文	咸平中	東京	市估
同	二、〇〇〇文	康定元年	同	官估
同	一、〇〇〇文	熙寧二年	福建	市估
同	一、六〇〇文	政和六年	東京	同
同	二、五〇〇文	靖康二年	同	官估
同	三、三〇〇文	建炎三年	行在	同
同	二、二〇〇文	紹興三年	同	同
同	二、三〇〇文	紹興四年	同	同
同	三、三〇〇文	隆興二年	鎮江	同
同	三、〇〇〇文	同	同	市估
量	價 錢	年 分	場 所	官估市 の別
一兩	二、三六三文	淳熙二年	桂陽軍	官估
同	三、〇五〇文	淳熙十年	廣東	市估
同	三、〇五〇文	同	廣西	官估
同	二、七〇〇文	淳熙中	廣東	市估
同	三、三〇〇文	慶元嘉泰 の際	行在	官估
同	三、〇〇〇文未滿	同	行在	市估
同	三、三〇〇文以下	紹定元年	江浙	官估
同	三、五〇〇文以上	淳祐十二年	廣東	官估
同	三、五〇〇文	同	同	市估

これに依れば、南宋時代の銀價は、北宋に比すれば餘程高く爲つて居るけれども、南宋だけでは、大體より云へば變動甚しからず、著しく騰貴して居ないと謂つてよい。但しこれは錢に依つて表示された價格についてのことである。錢は、南渡後、銅錫の産出の激減した爲め、一歳の鑄造高が僅々十萬貫に過ぎなかつたので、社會は常にそれを要求して已まなかつた。南宋時代に於いて、錢に依つて現されたところの銀の相場が甚しく變動しなかつたといふことは、當時、世間の銀に對する需要と錢に對するそれとが、略ぼ均衡を保ち、著しき變化を來さなかつたことを示すものであらう。然しながら理宗の淳祐中に至つて銀價は稍々昂騰して

三千五百文に達した。これは廣東でのことであるが、右の表に依れば、銀價は中央と地方とに依つて甚しく相違しなかつたやうであるから、行在あたりでも略ぼ同様の高値が唱へられたであらう。恐らく銀價は、南宋末に至つて、一般に騰貴の形勢を示したので、それは銀に對する需要が錢に對するそれよりも増加した爲めに外ならず、銀に對する需要が増加したのは寧宗より理宗に互つて會子が濫發され、その信用が失墜し、會子の所有者にしてこれを銀に買換へんとするものが多くなつたことに因るのであらう。

銀の價格には、錢に依つて現されたもの、外、今一つ、會子に依つて現されたもの、言換へれば銀と會子との交換相場があつた。それを述べるに先だつて、會子價格の變遷を検討して置かう。

洪邁の容齋三筆^{卷一} 官會折閱の章には、

官會子之作。始于紹興三十年。^{略○中}初以分數給朝士俸。而于市肆要關處。置五場。輦見錢收換。每一千別輸錢十。以爲吏卒用。商賈入納。外郡綱運。悉同見錢。無欠數賠償。及脚乘之費。公私便之。既而印造益多。而實錢浸少。至于十而損一。未及十年。不勝其弊。云云。

とあつて會子發行の初に、それが見錢と同じく行はれたこと、ついで印造過多の爲めその價の十分の一を減じたことを述べて居る。見錢と同じとは、當時盛に用ひられた省陌の法に依り、會子一貫を錢七百七十文に準じたことをいふのであらう。會子の額面價格が省陌に依るものであつたことは、下に掲げる乾道九年李安國の上奏及び衛湜の知福州としての上奏文などに依つて窺はれる。次に會要^{金貨}四〇市糴糧草、乾道九年正月七日の條には、

李安國言。見今、就鄂州置場收糴。^{略○中}朝廷行下會子。不無折閱。若用會子一貫四百文省。得米一碩。

以見錢紐算。每升只計錢八文四分足。云云。

とあつて、乾道九年、鄂州に於いて、會子を用ふれば米一碩につき一貫四百文省、錢を用ふれば米一升につき八文四分足であつたことを述べて居る。これに依れば、當時鄂州の市場では、會子一貫文省が錢六百文足に直したのである。容齋三筆^{同上}には、又た、

^上淳熙十二年。邁自婺召還。見臨安人揭小帖。以七百五十錢兌一楮。因入對言之。喜復行。^{○中}是後曩

弊又生。^{○中}迨慶元乙卯。多換六百二十。云云。

とあつて、淳熙十二年、行在の民が會子一貫を錢七百五十文に兌したること、慶元元年（乙卯）にはそれが下落して六百二十文と爲つたことを述べて居る。歷代名臣奏議^{卷二}に、慶元中、吏部尙書ついで知紹興府と爲つた袁説友の上奏文が收められて居るが、その中に、

^上國家頃置官會。所以與銅錢相濟其有無而爲之用也。今涉三十餘年而其弊不一。^{○中}而救弊之策。亦間

舉矣。^{○中}又降指揮。令戶部支撥見錢。下臨安府。置場以實數兌便。又令封樁庫日出錢數千緡。下臨安

府。兌便。又令諸州撥見錢。於本州置場兌便。此數策者。不可謂不能救弊矣。然大抵如臣前所謂今日弊革而明日復弊。每不能稱提於久遠爾。今自累月來。竊聞都下官會又復虧折。一千官會。雖得七百二三十見錢。而砂毛減輕。錢一千內。率有二三。是實得七百以下也。^{○中}然未至外郡之尤弊也。今近在輔郡。

如浙西之湖秀。浙東之婺越。蓋兌一千而得六百七八十。而砂毛減輕亦在焉。稍遠而衢信。又遠而建劔。

遠而江東西。則一千六百以下矣。愈遠而愈輕。愈輕而愈不用。云云。^{○中}

とあつて、會子創設後三十餘年を経過したこと、臨安府及び諸州に場を設けて會子を見錢に兌換したこと、

並に累月以來、行在に於いて會子一貫文の市價が七百二十文と爲り、而も砂毛其他の惡錢が混ぜられるので實は七百以下であつたこと、湖州・秀州・婺州・越州等では六百七十文で、會子の價は行在を距ること愈遠くして愈輕かつたことが述べられて居る。會子創設後四十年が嘉泰元年（慶元六年の次年）であるから、此の上奏文はそれより稍前に上られたものであらう。蓋し慶元元年、會價が六百二十文に降つたので、臨安府其他に場を置いて會子を收換し、それが爲め會子は一時標準相場に達したけれども、此の時稍降つて七百二十文と爲つたのであつて、其の七百二十文と爲つたのは恐らく慶元五六年頃で、場を置いて收換されたのはそれより一二年前であつたとして大過無いであらう。尙ほ會子の價が行都を距ること遠きに隨つて折閱したとあるが、これは、下に掲げる綱目備要嘉泰二年五月の記事と相照應する重要な事實である。次に建炎以來朝野雜記甲集卷一六東南會子の條には、

今江浙會子一千。率得銅錢七百五十。湖北會子一千。率得錢五百。云云。

とある。今といふのは朝野雜記甲集の出來上つた嘉泰初年の頃で、此の頃會子の市價が幾分昂騰したと見える。次に兩朝綱目備要卷二及二には、開禧中兵を用ひた後、會子が濫發され、折閱日に甚しき爲め、嘉定二年五月、九項の名件を以つて十一界會子を拘收したことを述べ、その次に、

於是行在會子。每千爲錢七百。諸路州縣。纔得其半云。

と云ひ、拘收の結果、行在の會價が七百文に上つたこと、及び地方州縣では其の半ば即ち三四百文に過ぎなかつたことを述べて居る。次に衛溼の後樂集卷一五知福州日上廟堂論楮幣利害箇子には、

略自中半入納之法行。所歷三路州郡。民間行用。總不過六百上下。而官府一同見錢入納。作七百七十行。

使。每會一道。比民間增二百上下。云云。

とある。此の筭子は嘉定八年(1213)に書かれたものであるが、いはゆる中半入納の法行はるとは、淳熙十三年に諸路州縣に令して見錢と會子とを以つて中半交收せしめたことを指すのであらう。歷る所の三路とは浙東・湖南及び福建を指す。尙ほ右の筭子には、

略上如福建潘倉。令州縣以戶籍等第藏會。非不切中其病。奈何追之太甚。略中幾致生事。雖一時會價增至

八百以上。聞者莫不稱快。然未數月四方會子輻湊而至。價即減落。略中至今春纔及六百二十。

とあつて、提舉常平潘某の言が用ひられ、民戸の等第に應じてそれ〴〵一定の會子を藏せしめられるや、福建の會價一時上つて八百以上に及んだけれども、嘉定八年の春には下つて六百二十文と爲つたことが見えて居る。これに依つて、浙東湖南二路は姑くおき、福建では、淳熙以來、官に於いては會子一貫を見錢七百七十文として受取つたけれども、民間では六百文上下に直し、嘉定八年には六百二十文に直したことが知られる。越中金石記卷七縣尹余公道愛碑には、

略上亡宋景定四季癸亥。內批。以越罕蠶。夏絹壹匹。折納十八界會拾貳貫。永遠爲例。故碑具存。時十八

界會壹貫。准銅錢貳伯五拾文。拾貳貫計銅錢參貫。云云。

とあつて、景定四年、十八界會子一貫を錢二百五十文に準じたとあるが、次の事例に照してそれが官估であることが察せられる。宋史食貨志下三會子の部には、

咸淳四年。以近頗見錢關子。貫作七百七十文足。十八界每道作二百五十七文足。

とあつて、度宗咸淳四年、十八界會一道即ち一貫を錢二百五十七文足と定めたことを示して居る。以上列舉

した會子の價は、容齋三筆に見える創設當初の場合を除き、他は總べて、乾道九年鄂州の例及び咸淳四年の規定と同じく、足錢に依つて算定されたものと見て大過無いやうである。これを表にすれば次の如くである。

會子相場表

單位	價 錢	年 分	場 所	官市估 の別
一貫	七百七十文	創設の別	行 在	官估
同	六百文足	乾道九年	鄂 州	市估
同	七百五十文	淳熙十二年	行 在	同
同	七百七十文	淳熙末	福 州	官估
同	六百文上下	同	同	市估
同	六百二十文	慶元元年	行 在	同
同	七百二十三十文	慶元五六年頃	同	同

單位	價 錢	年 分	場 所	官市估 の別
一貫	七百五十文	嘉泰の初	行 在	市估
同	六百文以下	同	湖 州、 婺 州、 越 州等	同
同	七百文	嘉定二年	行 在	同
同	六百二十文	嘉定八年	福 州	同
同	二百五十文	景定四年	行 在	官估
同	二百五十七文足	咸淳四年	同	同

此の表は、實は、分明な數字のみを擧げたもので、會子相場の變動がこゝに止まつたのではない。會子の價格が非常に下落した場合には、朝廷の錢銀を出して會子を收換し、その價を釣上げたので、それは乾道の初、慶元年間など少くとも前後約四回に及んだやうである。かういふ非常に下落した時のことは右の表には現れず、刎ね返した比較的高い相場が主として掲げられて居るのである。ともかくも、幾たびかかゝる工作が用ひられた結果、會子は六七百文の間を上下し、相當の水準を保持して嘉定年間に至つた。さうして理宗の景定中に急に顛落して官估二百五十文と爲つた。しかし會價顛落の情勢は實は景定に始まつたのではない。

南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について

寧宗の開禧以後、金と戦ひ、金亡びて後は蒙古と戦ひ、莫大に軍費を支辨せんが爲め會子が愈増發されつゝある間に、次第に馴致されたところである。會子は孝宗乾道中には猶ほ一界の發行高を一千萬緡とし、兩界併せ行ふことゝ爲つて居たが、寧宗嘉泰の初ごろには兩界の發行高が四千二百二十餘萬緡に上り、嘉定中には一億四千萬と爲り、理宗紹定五年には三億二千九百餘萬緡の夥しきに及んだのである。右の表に依れば、嘉定の會價は猶ほ甚しく下落して居ない。顧ふに當時崩潰の形勢を孕みながら、未だ急轉直下するには至らなかつたであらう。それにしても景定四年の安値が其のころ急に現れたものでないことは勿論である。會子の價が崩れ立つて殆ど救ふべからざるものと爲つたのは、紹定中、會子發行高が三億を突破した以後のことであつたらう。尙ほ會子の相場（市估）は中央と地方との開きがかなり大きく、中央は高く地方は低かつたことも重要な事實である。袁説友の上奏及び兩朝綱目備要に依れば、會子の價は行在を距るに隨つて軽く、愈遠くして愈軽く、官估の半分位の處もあつたとのことである。されば右の表に現れたところ以上に中央地方の開きは大きかつたのである。

又た李會伯の可齋續藁後卷 寶祐六年の回奏宜諭の文には、

上 近蒙朝廷於買馬錢內科降二萬兩。令作備禦支用。今新成軍到。只得以此錢兌錢此の錢は會子の意味す 支給。然銀二萬兩。每兩作十七界會八十貫止。止は文の誤であらう。 共計錢一百六十萬貫。云云。

とあり、同卷六奏已椿管銀兩の文にも、

照得。本司昨準朝廷支降銀二萬兩。略 其銀每兩八十貫文。共計十七界官會會の下に百の字を脱す 六十萬貫。云云。

とあつて、銀一兩が會子八十貫に直したことを述べて居る。此の上奏文は、李會伯が湖南安撫大使兼知潭州

として理宗寶祐六年に上つたもので、これに依つて、當時、湖南方面で銀一兩が會子八十貫文に直したことが知られる。湖南方面に於ける會子の價は兩浙方面よりも低かつたではあらうが、この頃は一般に會子の市價が崩れ立つて居たのであるから、恐らく各地方大差無く、兩浙でも江東西でも、又た行在でも、銀會の交換相場はこれに髣髴たるものであつたらう。前に述べたやうに、淳祐十二年、廣東に於いて銀一兩の市估は三千五百文であつた。景定四年、行在に於いて會子一貫の官估は二百五十文であつた。今假りに、寶祐六年、湖南に於いて、銀一兩が錢三千五百に直し、會子一貫が二百五十に直したとし、總べて足錢と見做して計算すれば、銀一兩は會子十四貫に當るわけである。然るに右に揚げた如く、銀一兩につき會子八十貫文であつた。即ち銀一兩を錢に換へ、錢を會子に換へれば、會子十四貫と爲り、銀を直接に會子に換へれば八十貫と爲つたのである。銀に對する會子相場の下落したことは驚くべきものありと謂はなければならぬ。銀會子交換相場は右の外、殆ど目に觸れないやうであるが、この種の相場も、以前より——恐らく會子制度樹立後久しからずして成立し、さうして銀と錢との交換相場よりも、數等大なる波瀾を描いて變動し來つたこと、察せられる（衛涇の上奏文に「官會與銀價。常相爲消長。會子輕則銀價重。會子重則銀價輕」とあるのは、この銀會交換相場を指すに外ならぬであらう）。銀と會子とは、或は相助けるやうな情勢とも爲り、或は相争ふやうな形とも爲り、しかも大體に於いて一種の調和を保ちつゝ南宋末期に至り、さうして寧宗の末から理宗に互る時期に於いて、會子の貨幣としての信用が根柢から搖ぎ出し、銀の通貨としての地位と會子のそれとの間に非常な懸隔を生じ、會子は到底銀に追隨することが出来なくなつたのである。これは金及び蒙古に對する抗戰の費用を辨ぜんが爲め會子の濫發された結果であつた。

銀と會子との動いた方向について一言して置かう。會子は中央に集中する傾向があつた。これは會子の市價が中央に於いて高く地方に於いて賤しかつたからである。これに反して銀は地方にも十分に流れ渡つたやうである。これはその價が中央と地方とに依つて甚しく相違せず、地方に於いても高く、従つて客商に依つて盛に各地に携帯され搬運されたからである。この事は當時の文獻に依つても窺はれるが、銀價會價の研究に依つて一層確かめ得ることと思はれる。

九 結 語

以上論述し來つたところを、簡單にとりまとめて見れば、南宋時代に入つて政府の收入にも支出にも銀が一層多く用ひられた。收入中の銀には、一般人民（主として農民）から納めたものと、地方官が買換へたものと、商人の納めたものとの三種があつたが、その中壓倒的に多かつたのは商人の納めたもの（主として鈔引算請の收入）であつて、南宋銀收入の増加は商人納銀の増加に因つたと謂つてよからう。銀を收納する場合にも支用する場合にもそれと會子との關係が考慮せられ、銀に依つて收入の確實性を保持すると共にこれをして會子を壓迫せしめず、その流通を援助誘導するやう配意せられたやうである。私經濟方面では、主として商人及び官吏、特に商人に依つて最も盛に使用された。従つて銀は村落には縁遠く、主として都市に於いて流通し、都市から都市へと輾轉した。銀は主として大取引に用ひられたが、會子もさやうであつた。會子は小取引にも用ひられたけれども、好んで使用されたのは大取引の場合であつた。されば銀と會子とは動もすれば對立的と爲り、さうして或は相助け、或は相争ひつゝ、大體一種の調和を保つて宋末に及んだ。地域

的に觀れば會子は中央に集中する傾向があり、銀は地方に向つても流れ渡つた。さうして一旦地方に流れ落ちた銀は鈔引算請其他に依つて再び中央政府に持込まれ、かくして銀は商人と政府との間、中央と地方との間に循環したやうである。南宋時代には銀の産出は北宋に比して衰へた。又た海外からも甚しく流入したとは見えない。然るに、南宋に於いて、北宋よりも盛に銀の流通することが出来たのは、從來政府及び民間に退藏された銀が、銀價の騰貴其他の事情に促されて現れ出でたからであつたらう。南宋時代に於いて銀が貨幣として盛に使用された主なる理由は、

一、錢の缺乏した爲め、自ら銀に依頼しなければならぬやうに爲つたこと。

二、商業の發達した結果、資本の運搬並に取引決済に便利なところの價値高き貨幣が要求されたこと。

三、政府に於いても上供の便宜の爲め價値高き貨幣の必要を認めたこと。

四、政府が銀を利用して會子制度の運轉を滑かならしめんとしたこと。

の四點に存したであらう。

註

1 隆興二年の鎮江の銀價は「宋會要」食貨二七、鹽法一〇、隆興二年十月七日の權貨務の上奏に見えて居る。その文は第八章に掲げた。

2 錢會中半制の沿革については、「建炎以來繫年要錄」卷一九、紹興三十一年七月乙未の條、「宋會要」食貨二七、鹽法十、乾道二年六月十

一日の條、「中興兩朝聖政」卷四六、乾道三年正月の條、同卷四八、乾道六年閏五月の條、「建炎以來朝野雜記」甲集卷一六、東南會子の條、「宋會要」食貨六四、上供、乾道七年正月二十日の條、「中興兩朝聖政」卷五四、淳熙二年四月の條、同卷六三、淳熙十三年七月の條、「中興兩朝編年綱目」卷一六、乾道六年閏五月の條等に見えて居る。錢會中半といふことは、諸路州軍から行在に向つて起發する財物についていふ場合と、それと共に人民から租税を徵收するについていふ場合とあつたが、本文に於いては、論旨の混雜するを避けんが爲め、

南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について

第二十九卷

六一一

限りに前の場合のみを意味するものとして取扱つたのである。

- 3 韓元吉の「南澗甲乙稿」卷一、上周侍御劄子には、福建の銀價について、「熙寧二年。始令買銀。時價低小。一貫止得一兩」と云つて居る。熙寧の頃、福建・廣東・江西・湖南、特に福建廣東から多く銀を産出したことは、本文に引用した熙寧十年諸路買銀の記録の外、「宋會要」食貨三三坑冶の條に掲げられた、六朝國朝會要及び續國朝會要から採つたと思はれる諸路銀場の記事、並に「南澗甲乙稿」卷一に見える福建の低廉な銀價などに依つて推測せられる。

- 5 蔡戡の「乞代納上供銀券狀」は彼が廣東轉運判官として上つたものである。「宋史翼」卷一四蔡戡傳に依れば、彼が廣東轉運判官に任ぜられたのは淳熙五年である。さうして券狀中には「臣于去年八月十四日。陛辭而奉玉音。令臣到官與利除害。云云」臣自去年十二月入峽。云云「臣愚欲望聖慈斷自宸衷。(中略)自淳熙六年爲始。均作三年買銀起發云云」など見えて居る。それに依つて此の券狀の淳熙五年に上られたものであることが窺はれる。

- 6 乾道六年の權貨務收入歲額は「宋會要」食貨五五、權貨務に見えて居る。

- 7 「乞依行在場務優潤狀」は蔡戡が淮西總領財賦として建康に駐して居た時に上つたものである。さうして「宋史翼」卷一四蔡戡傳に、淳熙十年、淮西總領財賦に充てられ、未だ幾ならずして湖廣總領財賦に移つたことを載せ、又た此の券狀中に「臣昨于陛辭之日。嘗具奏陳。云云。」今到任。照得建康務場云云」とあるに依れば、此の狀は淳熙十年着任匆匆の際上られたものと思はれる。

- 8 孝宗が銀を出して會子を收換されたのは、乾道二年十一月より三年の初にかけたことであつた。これは「宋史」卷三四、孝宗本紀、乾道二年十一月の條に「已西出內藏及南庫銀以易會子」とあり、「中興兩朝聖政」卷四六、乾道三年正月の條に「是月。度支郎唐瑑言。自紹興三十一年即造會子。至乾道二年七月。共印造二千八百餘萬道止。乾道二年正月六日以前。措置收換外。尙有八百餘萬貫。云云」とあるに依つて知られる。「宋史」食貨志下三、會子の部などを首とし、通例、乾道二年のこととして居る。「朝野雜記」に三年としたは誤ではないけれども、妥當を缺くやうである。三は或は二の誤記であらう。

- 9 十萬貫は十一萬貫の誤である。此の戶部の上言は「宋會要」食貨四一、和糴の部にも掲げられて居るが、それには十一萬貫とある。隔織の名は「續資治通鑑長編」卷四四九、元祐五年十月戊戌、侍御史岑象求の上言中にも見えて居る。それには、知常州王安禮が機戶を勸して生花白隔織を織らしめ、東京に送つて出賣せしめたとある。元豐九域志・宋史地理志にも、泰州(今の江蘇省泰縣)、洋州(今の陝西省洋縣)等から隔織を買したことを載せて居る。此等と本文に掲げた陳小八の物語とを併せて考へるに、隔織は南北幾箇處かに産し

た價高き精巧な織物で、花模様などが織り出されたらしいが、其の特色、其の名の由つて出づるところなどは詳でない。「八閩通志」卷二五、土産、建寧府の條には、尅絲の記事に續けて「隔織出建安」と云ひ、其の尅絲と並べたところに高等の織物であることが示されて居る。清の康熙及び雍正「陝西通志」物産の部にも隔織の名が見えて居る。

11 北宋の銀價については「唐宋時代に於ける金銀の研究」第二册、四六九—四七五頁、及び「南澗甲乙稿」卷一、上周侍御劉子を参照せられたい。

12 袁説友の上奏文は、彼の文集「東塘集」には見えず、「歷代名臣奏議」卷二七二に收められて居るだけである。「欽定續文獻通考」卷七、嘉定四年の條にも掲げられて居るが、これも名臣奏議から授引したものと思はれる。但し嘉定四年の條に掲げたのは、此の文が會子の性質を詳悉した有用の文字である爲め、會子部の初に置いたまでのごとで、此の年に上奏された爲めではない。これは、本文に述べたところ、及び袁説友が嘉泰四年に卒したこと（「宋史翼卷一四」）に依つて明瞭である。

13 衛溼の知福州日上廟堂論楮幣利害劄子の中に「福州自嘉定以來。十年之内。程提刑與密侍郎交割。有錢三十二萬。會子纔七千餘緡。至六年二月。蔡侍郎與葉尙書交割。「中略」及去年十二月。陳提刑與蔡侍郎交割。見錢通上「止の誤」二十五萬。比葉尙書任内。又折見錢五萬。官會則三十萬貫矣。此某到任交換之數也」とある。去年は恐らく嘉定七年であらう。尙ほ明の盧熊の「洪武蘇州府志」卷三五、人物、衛溼の條に依れば、溼は、嘉定五年、知潭州と爲り、八年知隆興府と爲り、九年知揚州と爲つたとあつて、福州を知したことは見えない。顧ふに衛溼は嘉定八年の初頭潭州から知福州に移り、八年中に知隆興府に轉じたので、盧志には知福州と爲つたことを脱漏したのであらう。従つて劄子の上られたのも嘉定八年としなければならぬ。

14 會子の收換は乾道二年及び三年、慶元三四年頃、嘉定二年、紹定六年及び端平元年等に行はれたので、慶元以下のことは、「歷代名臣奏議」卷二七二「本文參照」、「兩朝綱目備要」卷一二、吳泳「鶴林集」卷二一、續薛極贈官詞頭、袁甫「蒙齋集」卷七、論會子劄子等に見えて居る。孝宗朝の會子收換の年分については、本文にも論及したが、こゝで更に稍委しく考證して置かう。「宋史」食貨志下三會子の條には乾道二年の條に「以會子之弊。出内庫及南庫銀一百萬收之」と云ひ、又た淳熙三年の條にも「當時戶部歲入一千二百萬。其半爲會子。而南庫以金銀換收者四百萬。流行於界外者。纔二百萬耳」と云つて居る。「文獻通考」卷九錢幣考二に記すところも略ぼ同様である。

「建炎以來朝野雜記」甲集卷一六東南會子には、乾道三年の條に（註參照）、會子收換を行つたことを述べ、「時會子已造者。二千八百餘萬。已用者一千五百六十餘萬。而民間者九百八十餘緡。始命盡收。已降内藏南庫銀各百萬兩矣。會欽道爲戶部侍郎。乞存民間見在者

南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について

第二十九卷

六一三

五百十九萬。上從之。云云。「此の文は第五章にも引用した」と説明して居るが、淳熙三年には收換について説くところが無い。食貨志及び通考に依れば、會子の收換は、孝宗の時、乾道二年と淳熙三年と兩度行はれたかと思はれるが、實はさうでなく、乾道二年だけであつたので、さればこそ「宋史」孝宗本紀には乾道二年に此の事を保げたのであらう。食貨志及び通考の淳熙三年の條に見える「當時戶部歲入云云」の記述は朝野雜記乾道三年の條に掲げられた「時會子曰進者云云」の説明と同じ事實を對象としたものであらう。蓋し此の時既に發行された會子が總計一千五百六十餘萬緡で、その中六百萬緡は歲入として政府に入り、志及び通考、九百餘萬緡は民間に存したが「雜記」、内庫南庫の金銀を出して四百萬緡を收換し「志及び通考」、民間に留るものは減じて五百餘萬緡と爲つた「雜記」のであつて、食貨志及び通考の淳熙三年の條に掲げられた記事と、朝野雜記の乾道三年の其れとは殆ど吻合するのである。但だ收換後民間に残留した會子の數は志及び通考には二百萬とあり、雜記には五百萬とあるが、計算上五百萬の方を正しいとせねばなるまい。志及び通考は俱に宋の國史食貨志に本づいたもので、恐らく國史食貨志に五を二に作り、その誤が踏襲されたのであらう。尙ほ「中興兩朝聖政」卷五四、淳熙二年四月壬子、淮東西兩總領が金銀を會子に換へて軍人に支遣せんことを乞ふの條に、孝宗と葉衡等との問答を載せて居るが、その中に「上曰。何幸得會子重。但更思所以關用之。因三日復宣問。及此衡奏。戶部歲入一千二百萬。其半爲會子。而南庫以金銀換收者四百餘萬。流行於外者。纔二百萬。安得不少」とあつて、食貨志及び通考にも見える「戶部歲入云云」のことが記されて居る。この葉衡の言は、溯つて乾道中のことを述べ、會價昂騰の由來を説明したものと解せられる。即ち乾道中の事實が孝宗君臣の對話に上つた爲め、淳熙二年「志及び通考」では三年の記錄に現れたに外ならぬであらう。さうして其の後史臣に依つて編輯採録される中に、殆ど淳熙當時の事柄かと思はれるやうな形と爲つたのであらう。又た食貨志には「流行於界外者云云」とあり、通考並に兩朝聖政には「流行於外者」とあるが、これは後の方が正しからう。

會子の發行高についての典據を擧げて置かう。乾道中のことは、「宋史」食貨志下三、「文獻通考」卷九、「建炎以來朝野雜記」甲集卷一六、東南會子の條等に見え、嘉泰初年頃の發行高と思はれるものは「朝野雜記」東南會子の原註に見え、嘉定の發行高は「後集集」卷五、知福州日上廟堂論楮幣利害劄子に見え、紹定五年のそれは「宋史」食貨志下三に見えて居る。吳泳の「鶴林集」卷二、「徽薛極權官詞頭」には「癸巳〔紹定六年〕之冬。楮益折閱矣。行於民間者二十千萬」とあるが、發行高は食貨志に見えるやうに三億二千九百餘萬緡で、その中二十千萬〔二億〕は民間に流通し、一億二千九百餘萬緡は政府に藏せられたつたのであらう。